

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	高齢者家賃等助成事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	依田泉子	内線	2661
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	高齢者家賃等助成事業費（01-21-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	21年度	根拠	荒川区高齢者家賃等助成事業補助金交付要綱
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	良質で防災上にも優れた住宅に転居する高齢者世帯又は住宅の取り壊し・賃貸事業の廃止等により立ち退きを求められている高齢者世帯に対し、転居後の家賃等の一部を助成し、負担を軽減することによって、高齢者世帯の住環境の改善や居住の安全・安心を図り、もって高齢者の福祉の増進に資するものとする。				
対象者等	<p>75歳以上のひとり暮らし世帯又は75歳以上の者を含む70歳以上の者のみで構成されている世帯 区内に引き続き2年以上住所を有していること。 民間賃貸住宅に居住し、良質で防災上にも優れた民間住宅に転居する世帯又は住宅の取り壊し・賃貸事業の廃止等により立ち退きを求められている世帯 次のいずれかの事項に該当する民間賃貸住宅に1年以上居住していること。ただし、本人の意思によらない事由による転居を除く。昭和56年の建築基準法施行令の新耐震基準に適合していないこと。住戸の専用面積が18㎡未満であること。住戸に浴室又はトイレが設置されていないこと。 次の事項にすべて該当する民間賃貸住宅に転居すること。（転居には、現在居住している民間賃貸住宅の建て替えを含む。）昭和56年の建築基準法施行令の新耐震基準に適合していること。住戸の専用面積が25㎡以上であること、ただし、平成18年9月18日以前に建築された住宅については18㎡以上とする。 住戸に浴室又はトイレが設置されていること。 賃貸借契約に定める賃貸料を納入できる見込みのあること。 原則として独立して日常生活を営むことができること。 住民税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の滞納がないこと。 生活保護世帯でないこと。 前年度の住民税が非課税であること</p>				
内容	家賃 転居後家賃と転居前家賃の差額で、月額4万円を限度とする。 転居一時金 礼金、権利金：家賃助成額の2月分を限度とする 仲介手数料：家賃助成額の1月分を限度とする 契約更新料 更新後家賃助成額の1月分を限度とする。 転居費用：4万円を限度とする				
経過	【旧制度】 平成3年4月事業開始 当時の経済状況等の影響により、いわゆる地上げによる立退き要求により住宅に困窮する高齢者に対する援助策として実施。 平成12年9月 新たに助成期間設定する等の要綱改正 平成17年3月 新規受付終了 平成19年3月 事業終了 経済状況の変化等により、必要性がなくなったため事業終了				
必要性	最近の経済状況や防災面において、高齢者がより安全な住宅へ居住するためには、必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額							13,206	
決算額（21年度は見込み）							13,206	
人件費								
【事務分担当】（%）								
合計（+）	0	0	0	0	0	0	13,206	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	0	13,206	
実績の推移	事項名							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	助成申請者数						22	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用					消耗品	6
	負担金補助及び交付金					家賃補助	10,560
						転居一時金	1,760
						仲介手数料等	880

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値（22年度）	
	助成申請者数				22		21年度は予算件数

（問題点・課題分析）	高齢者本人が補助要件に当てはまる住宅を探すのが困難である。
	他区の実施状況 （実施 8 区 未実施 14 区） 千代田区：居住安定支援家賃補助制度 文京区：高齢者等居住支援事業 大田区：高齢者世帯等住み替え家賃助成 豊島区：高齢者世帯等住み替え家賃助成制度 新宿区：民間賃貸住宅居住継続支援制度 目黒区：高齢者世帯住み替え家賃助成 渋谷区：住み替え家賃補助制度 江戸川区：民間賃貸住宅家賃等助成制度

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
チラシによる事業の周知を行い、補助要件の説明をわかりやすく伝えられるよう、チラシ以外の方法も検討する。	対象者の把握に効果がある。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
———	重点的に推進	高齢者の住環境向上に加え耐震化促進にも寄与する事業であり、必要である。

況議（要質問状）	21一定 防災まちづくりの推進への効果
----------	---------------------

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	高齢者民間住宅入居支援事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内 和彦
		担当者名	依田泉子	内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	高齢者民間住宅入居支援事業（01-02-18）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 19 年度	根拠法令等	荒川区高齢者民間住宅入居支援事業要綱		
終期設定	有 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	高齢者世帯が民間賃貸住宅に入居する際に自ら連帯保証人を立てられずに、転居することが困難になっている場合がある。このため、区と民間の保証会社が協定を結び、高齢者世帯に家賃等の債務に係る保証サービスを提供するとともに、区が委託保証契約に要する保証料を助成することにより、高齢者世帯の居住の安定と福祉の向上を図る。				
対象者等	次のいずれにも該当するもの及び区長が特に必要と認めるもの ひとり暮らしの高齢者または高齢者及び60歳以上のみの世帯 荒川区内に引き続き1年以上居住していること 区内の民間賃貸住宅に転居し、かつ、連帯保証人が立てられないこと 自立した生活を営め、家賃の支払いができること 緊急連絡先があること 世帯の前年所得が、一般世帯に適用される都営住宅に入居するための所得基準以下であること 特別区民税及び国民健康保険料を滞納していないこと				
内容	債務保証料助成 ・補助対象経費：高齢者世帯が信用保証会社に支払う保証料（2年目以降の保証料及び更新保証料も対象とする。） 初回保証料は月額家賃等の30%、2年目以降は2年間で月額家賃等の年1万円 保証会社：日本セーフティ(株) ・補助率：10/10 ・補助限度額：50,000円				
経過					
必要性	高齢者の民間賃貸住宅への入居を容易にし、住み慣れた地域において生活を維持していくためにも、必要性は高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 保証会社との保証委託契約を締結した際に支払った保証料の領収書に基づき、助成を実施する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	-	-	-	-	100	160	550	
決算額（21年度は見込み）					60	0	550	
人件費					1,110	593		
【事務分担量】（%）					13	7		
合計（+）	0	0	0	0	1,170	593	550	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	1,170	593	550	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	新規助成件数(20年度は1月30日現在実績)					3	0	10
	更新時助成件数					-	-	2

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補助及び交付金	補助金	60	債務保証料(初回分)	0	債務保証料(初回分)
			債務保証料(更新分)	0	債務保証料(更新分)	50	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値(22年度)	
	助成者数	-	3	0	12	15	

問題点・課題 （指標点分析）	平成19年度の新規事業であり、制度の実効性をあげるためにも、対象者及び不動産関連業者への周知が重要である。
	他区の実施状況 （実施 12 区 未実施 10 区） 補助率 1/2(品川、中野、世田谷、北、豊島、台東、練馬)、10/10(大田、文京、新宿、渋谷、千代田) 限度額 5万円(品川、大田、文京、渋谷、千代田)、2万円(世田谷、台東)、1万5千円(中野、北)、1万円(豊島)、新宿(単身:3万6千円、2人以上:4万5千円)、練馬(月額賃料の30%)

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
家賃助成事業と合わせて不動産関連業者への周知方法を検討する。	制度の実効性を上げることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	高齢者が住み慣れた地域において住宅を確保するために実施する。

議会議事録 （要旨）	
---------------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	社会福祉協議会補助(長寿慶祝の会)	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	大久保 薫	内線	2675
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(21年度)	社会福祉協議会事業補助(01-11-01)				
事務事業の種類	新規事業 (21年度 20年度)	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 35年度	根拠法令等	長寿慶祝の会実施計画書		
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	社会福祉協議会が開催する長寿慶祝の会に要する経費を助成することによって、長年にわたり地域社会のために貢献してきた高齢者に対して、感謝の意を表するとともに、長寿を祝う。				
対象者等	区内在住の満75歳以上の高齢者				
内容	<p>「敬老の日」に高齢者をサンパール荒川大ホールに招待し、式典と演芸による「長寿慶祝の会」を開催するとともに、来場者に対し、記念品を贈呈する。</p> <p>内容：一部 式典、主催者挨拶、高齢者代表挨拶、来賓挨拶（紹介）、花束贈呈 二部 演芸</p> <p>平成20年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 平成20年9月15日(月) 10時00分から3回実施 ・第1回 10時00分～11時25分 町屋・日暮里地域 来場者数1,226人(対象者数 7,073人) ・第2回 13時00分～14時25分 尾久地域 " 1,051人(対象者数 5,499人) ・第3回 15時30分～16時55分 南千住・荒川地域 " 1,424人(対象者数 6,834人) ・来場者数計3,701人(対象者数計19,406人) ・記念品を3,300個用意したが、416個不足し500個補充。当日273名配布し、残り143名については電話確認し後日配布した。参加者数増加により、21年には開催回数を4回にする。 *区は事業を補助し、共催実施している。 				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和35年 社会福祉協議会主催、第1回長寿慶祝の会を地域別に午前・午後の2回開催。90歳以上の高齢者9名に記念品を贈呈した。 ・平成13年度 75歳以上の高齢者人口の増加を踏まえ、これまでの2回開催を3回開催に変更した。 ・平成14年度以降、地域別にて3回開催 				
必要性	地域社会に長年貢献してきた高齢者を招待し、感謝の意と長寿を祝うものであり、地域の高齢者が楽しみにしている行事である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	3,052	2,829	2,577	2,570	2,549	2,449	3,061	
決算額(21年度は見込み)	2,414	2,322	2,275	2,279	2,413	2,690	3,061	
人件費			1,034	1,025	1,879	2,033		
【事務分担量】(%)			12	12	22	24		
合計(+)	2,414	2,322	3,309	3,304	4,292	4,723	3,061	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	2,414	2,322	3,309	3,304	4,292	2,449	3,061	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	対象者数	15,882	16,855	17,390	17,968	18,748	19,406	21,128
	来場者数	2,809	2,808	2,760	2,795	2,968	3,701	4,000

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	補助金	会場使用料	143	会場使用料	146	会場使用料	189
	演芸委託料	600	演芸委託料	600	演芸委託料	800	
	手話通訳者謝礼	18	手話通訳者謝礼	18	手話通訳者謝礼	24	
	看板作成費	76	看板作成費	76	看板作成費	75	
	付帯設備使用料	49	付帯設備使用料	57	付帯設備使用料	70	
	参加者記念品	1,284	参加者記念品	1,509	参加者記念品	1,600	
	消耗品等	243	消耗品等	238	消耗品等	303	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	来場者数	2,795	2,968	3,701	4,000	4,000	来場者数実績
	参加率	15.5%	15.8%	19.6%	20.4%	-	来場者数 ÷ 75歳以上人口 × 100

(指標分)	<ul style="list-style-type: none"> ・来場者は年々増加し、会場の収容能力も限界であるため、実施方法を変更する予定である。 ・区主催のお祝い会に対して喜びを感じている高齢者は少なくないが、一方で、町会や各単一高齢者クラブ等で敬老のお祝い会を実施しており、事業のあり方について検討する必要がある。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（ 実施 22 区 未実施 区 ）</p> <p>式典開催 8 区、管理運営委託 2、地区敬老行事に助成 1、高齢者福祉施設で演芸等開催 5 など</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
参加人数の増加により、実施回数1日4回とする予定。	より多くの高齢者が参加し、楽しむことができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	敬老週間の事業として最も重要なものであり、継続して実施する。

(状況)	平成20年決算特別委員会 開催方法の見直しの検討について
------	------------------------------

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	理美容サービス事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	大久保 薫	内線	2675
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	理美容サービス事業費(01-02-02)				
事務事業の種類	新規事業	(21年度 20年度)	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	51 年度	根拠	高齢者理美容サービス券支給要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等	(平成20年4月1日改正)	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	在宅のねたきり高齢者に出張理美容のサービス券を支給し、調髪・顔そり・カット等の理美容サービスを提供することにより、高齢者の保清と健康の保持に資する。				
対象者等	区内に住所を有する在宅高齢者で、要介護4又は5と認定された者。 その他、区長が認めた者。				
内容	理容及び美容組合が利用者と日程調整のうえ自宅へ出張して理美容のサービスを提供する。 年間支給枚数 (1)当該年度の 4月から 5月までの認定者 6枚(5月支給) (2)当該年度の 6月から 7月までの認定者 5枚 (3)当該年度の 8月から 9月までの認定者 4枚 (4)当該年度の10月から11月までの認定者 3枚 (5)当該年度の12月から 1月までの認定者 2枚 (6)当該年度の 2月から 3月までの認定者 1枚 支給方法：継続利用者には5月に民生委員を通じて配付。新規決定者は、高齢者福祉課で郵送配付する。 経費内訳：一枚の委託料 2,950円(出張料：1,000円、理美容代：1,900円、手数料経費：50円) (自己負担金1,900円)				
経過	昭和51年度 事業開始。支給枚数3枚。 平成4年度 支給枚数6枚。 平成12年度 介護保険制度の実施に伴い巡回入浴時の同時理髪を廃止。 1回当たり1,900円(非課税者半額)を自己負担とした。 平成15年度 老人福祉手当の廃止に伴い、自己負担金を一律1,900円とした。				
必要性	在宅のねたきり高齢者が快適な生活を保持する一助として、理美容の機会を提供するものである。				
実施方法	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 社会福祉協議会へ委託し、理・美容生活衛生同業組合荒川支部に再委託して実施している。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	4,266	4,042	3,618	3,088	2,711	2,354	2,157	
決算額(21年度は見込み)	2,618	2,496	2,192	2,205	2,139	1,816	2,157	
人件費			1,034	1,025	1,452	762		
【事務分担量】(%)			12	12	17	9		
合計(+)	2,618	2,496	3,226	3,230	3,591	2,578	2,157	
国(特定財源)								
都(特定財源)	2,127	1,973						
その他(特定財源)								
一般財源	491	523	3,226	3,230	3,591	2,578	2,157	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	対象者(7月末現在)	1,419	1,544	1,801	1,823	1,920	1,915	2,011
	希望者	300	296	275	284	221	278	220
	支給枚数(21年度は5月末現在)	1,626	1,648	1,504	1,523	1,326	1,518	1,320
	利用枚数()	673	634	549	572	566	491	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（予算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	事業費		1,670	事業費	1,448	事業費
	事務費		115	事務費	61	事務費	282
	管理費		354	管理費	307	管理費	60

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	サービス券支給枚数	1,523	1,326	1,518	1,579	-	
	サービス券利用枚数	572	566	491	615	-	
	対象者数	1,823	1,920	1,915	2,011		各年度7月末現在（21年度は見込み）

（問題点・課題）	<p>15年度に利用者負担を見直した影響からか、15年度の利用実績は対前年度比で14%減となった。平成16年度以降も利用実績が減少傾向にある。</p>
他区の実況	（実施 21 区 未実施 1 区） 台東区

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
理・美容生活衛生同業組合荒川支部を通じ、できるだけ多くの加入店に参加協力を依頼し、利用者の利便を図る。	利用率の向上が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	実績を踏まえて、現状の規模で実施する。

況（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	高齢者紙おむつ購入助成事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	上田 礼子	内線	2678
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	紙おむつ購入費助成事業費（01-02-03） 家族支援事業費（01-02-02）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 52 年度	根拠	紙おむつ購入費助成事業実施要綱		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	高齢者の紙おむつ購入費の一部を助成することにより、高齢者や介護にあたる家族の経済的負担を軽減し、もって高齢者福祉の増進を図る。				
対象者等	65歳以上で 要介護4及び5の方、 要介護1から3で認知症があり紙おむつの必要な方（介護保険適用施設入所の方は除く）、身体障害者手帳1・2級の方、愛の手帳1・2度の方				
内容	<p>【紙おむつ購入券】 利用者に紙おむつ購入券を支給（郵送で送付3カ月分前渡し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月6,000円（2,000円券×3枚）、ただし1割自己負担のため、実際には5,400円を助成。 ・区と契約している薬業共同組合又は介護サービス事業者組合加盟の区内薬局や介護用品販売所で使用可 <p>【紙おむつ代助成】入院中で、病院が紙おむつを指定し、持込ができない場合に、病院で請求された紙おむつ代のうち、月額6,000円（1割自己負担）を上限に助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4ヶ月ごとに利用者に「請求の案内はがき」を送付。 ・利用者は指定された期間内に支払った紙おむつ代の領収書を持参し、区窓口で請求手続きをする。 				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成4年度から所得制限（生計中心者の所得税が42,000円以下の世帯）を撤廃。 また、現物支給ができない対象者に費用助成を開始（限度額8,000円） ・平成12年度から介護保険制度との整合性を図るため、自己負担金を導入した。また、紙おむつ購入券方式を採用し、近隣商店での自由購入を可能とした。 ・平成13年1月から入院中の方に限り、介護認定がなされていなくても、該当の判定をすることとした。 ・平成15年7月1日から訪問介護の自己負担金の軽減措置が3%から6%に変更される措置にあわせて、平成11年度以前からの継続利用者についての利用者負担についても3%から6%に変更した。 ・平成17年度より、11年度以前からの継続利用者についての利用者負担軽減措置を廃止した。 ・平成18年度より、利用者が65歳以上で要介護4以上、更に世帯非課税の方については、介護保険会計の地域支援事業費より支払う。それ以外の利用者については一般会計より支払われる。 ・平成20年度より、要綱の第2条（対象者）を一部改正した。 <p>（おおむね65歳以上のおむつ 65歳以上、身体障害者手帳の交付を受けている者であって、その障害の程度が1級又は2級であること。愛の手帳の交付を受けている者であって、その障害の程度が1度又は2度であること）。</p>				
必要性	高齢者や介護者の経済的支援のために必要性が高い。				
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>購入券 3ヶ月ごとに郵送（前渡し） 薬業共同組合・介護サービス事業者組合に紙おむつ給付業務を委託し、最寄りの薬局(67箇所)・事業所(8箇所)で紙おむつと引き換える。(21年5月現在)</p> <p>現金支給 4ヶ月ごとに振込み(後払い)</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	59,192	61,610	72,333	70,922	75,181	81,403	90,218	
決算額（21年度は見込み）	58,996	61,605	63,655	66,395	74,896	81,344	90,218	
人件費			6,206	5,722	4,868	2,965		
【事務分担当】（%）			132	67	57	35		
合計（+）	58,996	61,605	69,861	72,117	79,764	84,309	90,218	
国（特定財源）				4,703	4,282	4,858	5,433	
都（特定財源）	4,253	3,510	3,231	2,366	2,141	2,429	2,716	
その他（特定財源）				4,617	4,152	4,708	5,265	
一般財源	54,743	58,095	66,630	60,431	69,189	72,314	76,804	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	購入券利用者数(実際の使用数)	9,159	9,664	9,778	9,840	11,209	12,420	13,620
	おむつ代助成件数	1,215	1,524	1,993	1,680	2,647	2,622	3,060
	計	10,374	11,188	11,771	11,520	13,856	13,848	16,680
	利用者数(21年度は6月10日現在)	1,327	1,440	1,400	1,505	1,796	1,971	1,983

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
一般需用費	紙おむつ購入券用紙（事前押印）	70	紙おむつ購入券用紙（事前押印）	115	紙おむつ購入券用紙（事前押印）	145	
扶助費	紙おむつ購入助成費	64,251	紙おむつ購入助成費	69,234	紙おむつ購入助成費	76,659	
	"（介護会計）	10,575	"（介護会計）	11,995	"（介護会計）	13,414	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値（22年度）	
標	購入券延べ利用者数	9,840	11,209	12,420	13,620	-	
	おむつ代助成延べ件数	1,680	2,647	2,622	3,060	-	
	利用者数	1,505	1,796	1,971	1,983	-	平成21年度は6月10日現在

（問題点・課題）	・利用者が引き換え可能なおむつの種類に限定がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
利用者が引き換え可能なおむつの種類について、事業者と協議する。	引き換え可能なおむつの種類が増える。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	高齢者及び介護者に対する経済的な負担軽減効果は大きい。

況議（要質問）	平成12年三定 12年度からの事業内容変更についての区の評価
---------	--------------------------------

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	高齢者住宅改修給付事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	板倉久江	内線	2678
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	高齢者住宅改修給付事業費（01-02-04） （地域支援事業費）その他事業（01-03-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	元年度	根拠 法令等	荒川区高齢者住宅改修給付事業実施要綱
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	介護保険対象外となった高齢者について、予防給付としての住宅改修を実施するとともに、要介護・要支援の高齢者についても、介護保険支給対象外の改修種目の給付を行なうことにより、高齢者の在宅生活の利便向上と福祉の増進を図る。				
対象者等	1. 住宅改修予防給付 荒川区内に居住する住宅を有すること 65歳以上の高齢者で、住宅の改修が必要と認められる者 要介護認定の結果が非該当となった者 生計中心者の前年所得が585万2千円以下であること。但し、扶養家族のある場合は1人につき38万円を加算する。 （ は住宅改修予防・住宅設備改修各給付共通） 2. 住宅設備改修給付 荒川区内に居住する住宅を有すること 65歳以上の高齢者で、住宅設備の改修が必要と認められる者 要介護認定の結果、要支援又は要介護となった者 3. 費用負担 助成基準額を超える額と助成基準額の10%は自己負担。（生活保護受給者は給付限度額内全額免除）				
内容	1. 高齢者住宅改修予防給付（～介護保険と同様の内容）：基準額20万円（介護保険と同額） 手すり取付 床段差解消 滑り防止・移動円滑化等の床材変更 引戸等への取替 洋式便器等への取替 その他付帯工事 2. 高齢者住宅設備改修給付 浴槽の取り替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事：基準額 379千円 都と同額 流し、洗面台の取り替え及びこれに付帯して必要な給排水設備等の工事：基準額 156千円 都と同額 便器の洋式化及びこれに付帯して必要な工事：基準額 106千円 都と同額 3. 住宅改修事業者説明会の開催 改修事業者の知識・技能向上と区との連携強化のため区が主催 4. リフォーム相談員の報償費の支払い 改修事業の運営に当たり住宅状況に適した相談・助言を行なう 5. 老人性白内障特殊眼鏡等費用助成事業 開眼手術を受け当該特殊眼鏡等の購入に要した費用の助成。10年程実績無し				
経過	平成 元年度 荒川区高齢者住宅改修費助成事業として開始 種目：浴室改善、便所改善 平成 3年度 玄関改善、台所改善、居室改善を種目追加 平成 5年度 階段昇降機を種目追加 平成 12年度 住宅改修が介護保険に移行実施されるため、予防給付・設備改修給付事業として再編実施 （対象は、介護保険非該当者ならびに介護保険給付外の部分）				
必要性	住宅改修を行うことにより、介護を受けながら住み続けられる住まいを確保できる。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 申請 訪問調査 工事計画書の提出 改修費助成決定 工事着工 工事完了 完了調査 助成金支出 ・助成金は給付券方式により助成し、利用者は自己負担及び助成基準額を超える額を施行業者に支払う。これにより、償還払い方式に比べて経済的負担の軽減を図っている。 ・同一改修工事に対し、申請場所が2ヶ所あること、給付方式が異なることで混乱が生じないよう、高齢者福祉課と介護保険課とで申請時の連絡調整、工事見積書の内容統一化、給付券の同時時期発行等を行っている。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	31,234	33,722	17,796	17,774	21,412	19,494	19,063	
決算額（21年度は見込み）	30,540	33,067	17,431	8,837	21,412	19,494	19,063	
人件費			8,360	8,711	6,234	6,098		
【事務分担量】（%）			97	102	73	72		
合計（+）	30,540	33,067	25,791	17,548	27,646	25,592	19,063	
国（特定財源）	0	0	0	673		380	404	
都（特定財源）	8,189	8,208	9,166	4,350	8,562	9,467	8,459	
その他（特定財源）	0	0	0	691		369	392	
一般財源	22,351	24,859	16,625	11,834	19,084	15,376	9,808	
実績の推移	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
事項名								
予防給付件数	9	6	1	2	9	7	6	
・浴室改修給付件数	35	28	43	12	46	39	34	
・流し・洗面台改修給付件数	1	5	2	0	1	3	1	
・便所改修給付件数	63	71	69	45	52	50	55	
・その他（階段昇降機）	15	18	-	-	-	-	-	

事務事業分析シート(平成21年度)

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度(決算)		平成20年度(決算)		平成21年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
扶助費	住宅改修予防給付事業		1,092	住宅改修予防給付事業	1,230	住宅改修予防給付事業	1,080
	住宅設備改修給付事業		19,382	住宅設備改修給付事業	17,325	住宅設備改修給付事業	16,985
報償費	専門相談員の報償費		918	専門相談員の報償費	919	専門相談員の報償費	975
	住宅改修事業者連絡会の謝礼		20	住宅改修事業者連絡会の謝礼	20	住宅改修事業者連絡会の謝礼	23

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値(22年度)	
	予防給付件数	2	9	7	6	10	
	設備改修件数	57	99	92	90	100	

(問題点・課題)	<ul style="list-style-type: none"> 給付要件に要介護認定が必要なこともあり、相談から工事着工までの待機期間を短縮する必要がある。 要介護認定の結果が出た時点で速やかに住宅改修ができるよう、急ぐ場合要介護認定申請後に事前調査を行っている。原則として在宅生活での改修申請であるが、退院が明らかと判断出来る時は入院中でも申請を受けている。生活環境整備が退院に間にあうようにする必要がある。 非該当者を対象にした予防給付を積極的に活用し、生活機能の低下している人や、将来的に介護が必要となる可能性が高い人が、生活動作の自立を継続出来るようにする必要がある。 住宅改修と福祉用具を併用する場合があります、用具の選定・使用について相談・フォロー機能の向上(地域ケアマネジメント支援:地域包括支援センターの相談機能アップのため、住宅改修・住宅改修関連福祉用具の相談及び研修)を図る必要がある。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区) 各区とも従前の高齢者住宅改造事業を継続する形で実施している

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
介護保険の住宅改修と高齢者住宅設備改修費助成事業との併用を活用する一方、介護保険の認定を受けなくても「特定高齢者」等に選定された者より申請があった場合、需要が多い手すりに限定し上限額を設定する等、高齢者福祉課の独自性を出す必要がある。	体調不良になった利用者にとって、住宅改修による日常生活の負担の軽減は、自立と意欲の向上に繋がるとともに、家族や介護者の精神的・身体的負担の軽減も期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	高齢者の在宅生活を支援するため、その必要性は高い。

(状況)	<p>13年一定 住宅改修事業者への適切な指導・助言と研修会の開催について</p> <p>14年一定 住宅改修事業者への事業PRについて</p>
------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	寝たきり高齢者寝具水洗乾燥消毒事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	上田 礼子	内線	2678
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	寝たきり高齢者寝具水洗乾燥消毒事業費（01-02-05）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 47 年度	根拠法令等	荒川区寝たきり高齢者寝具乾燥消毒事業要綱		
終期設定	有 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	長年にわたり臥床している高齢者に対し、寝具の水洗乾燥消毒のサービスを提供することによって、環境衛生を保持し、福祉の増進を図る。				
対象者等	65歳以上の在宅寝たきり高齢者で介護保険の要介護度が4及び5の者で寝具乾燥消毒が必要な者。				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・乾燥消毒 11回/年 ・水洗い 1回/年 <p style="margin-left: 20px;">【1回の実施内容】敷布団、掛布団、毛布1枚、枕 1個</p> <p><自己負担金> 本事業に要する費用の利用者の負担は10%とする。但し、生活保護受給者は無料とする。水洗いについては10%負担で1,212円（税込）また、乾燥消毒については10%負担で297円（税込）となる。</p>				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成4年度 ドライクリーニングから水洗いへの変更 ・平成11年度 敷布団・掛け布団の消毒の枚数を各2枚から各1枚に変更 ・平成12年度 自己負担金導入 ・平成15年7月1日 訪問介護の自己負担金の軽減措置が3%から6%に変更されることに伴い、平成11年度以前からの継続利用者についての利用者負担（原則10%）の軽減についても3%から6%に変更 ・平成17年度から継続利用者負担軽減措置を廃止 				
必要性	寝たきり高齢者の環境衛生及び健康の保持を図ることができる。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 申請に基づき、実態調査を行った上で、業者に事業を委託する。 委託先 サンライズセンター株式会社				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	101	99	71	98	158	252	312	
決算額（21年度は見込み）	57	62	38	48	157	234	312	
人件費	/	/	603	598	1,025	1,016	/	
【事務分担量】（%）	/	/	7	7	12	12	/	
合計（+）	57	62	641	646	1,182	1,250	312	
国（特定財源）								
都（特定財源）	71	197						
その他（特定財源）								
一般財源	-14	-135	641	646	1,182	252	312	
実績の推移	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
対象者数（人）	5	5	4	4	10	10	10	
							(1月末現在)	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	寝具水洗・乾燥消毒委託	157	寝具水洗・乾燥消毒委託	234	寝具水洗・乾燥消毒委託	312

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	対象者数(年度末現員)	4	10	10	10	-	21年度は5月末現在

（問題点・課題 指標分析）	<p>・要介護度が4・5で、布団を干す場所がなく、干してくれる介護者がいないものに対象をしぼっているため、利用者が少ない</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区報、HPを通じた事業のPRに努める。 また、介護事業者へ事業の説明を行う。	要件を満たしている対象者への支給のもれを防ぐ。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	対象者が少ないため、現状の規模で実施する。

議会議事録 （要旨）	
---------------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	通所サービス利用者負担軽減事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	板倉久江	内線	2678
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	通所サービス利用者負担軽減費(01-02-16)				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 17年度	根拠法令等	荒川区通所サービス利用者負担額（食費）軽減補助金交付要綱		
終期設定	有 無 20年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	介護保険の被保険者が通所介護等を利用した場合、平成17年10月1日より介護保険の保険給付の対象外となった食費について、その費用の一部を補助することにより、被保険者の負担の激変緩和及び介護度の重篤化予防を図る。				
対象者等	介護保険料の賦課段階第1段階から第3段階までに該当する被保険者で、指定介護通所事業所等において、食事の提供を受ける者。ただし、生計困難者に対する利用者負担軽減措置を受けている者は除く。				
内容	<p>通所介護、通所リハビリテーション等の通所系サービスの提供事業所において平成17年10月1日改正前に保険給付の対象となっていた食費の一部を助成する。</p> <p>1 申請手続 補助金の交付を受けようとする者は認定申請書を区に提出する。（補助金の受領を事業所に委任する場合は、代理受領委任状を区に提出し、事業所は代理受領の申出書を提出する。）</p> <p>2 軽減方法 事業者は認定利用者の補助金額を差し引いたうえで食費を徴収。1食当たりの補助金額については次のとおりである。</p> <p style="padding-left: 20px;">指定介護事業所等において、調理加工を行なった場合の食費が 383円以上509円未満の場合、当該食費の額から382円を減じた額。 509円以上の場合、当該食費の額に4分の1を乗じた額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、189円を上限とする。</p> <p>3 補助金請求方法 事業所は1月分の軽減状況を取りまとめて、翌月末までに補助金請求書を提出する。（3月は同月末）</p>				
経過	介護保険法改正により、平成17年10月1日から居住費・食費（調理費）が保険給付外となった。低所得者に対する配慮として補給給付が新たに創設されたが、通所系サービスの利用者については対象外とされていることから同日より実施。 6カ月の時限事業として開始したが、期限延長（平成22年3月31日まで延長）。				
必要性	食費（調理費）が保険給付の対象外となり、これまでの負担と比べると約2倍の負担となる。この急激な負担増を緩和することが、施設利用の抑制による介護度の重度化を防ぐ観点から必要。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 対象となる食事を提供している事業所において対象者分の助成を行う。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	-	-	5,203	13,224	11,052	11,803	11,852	
決算額（21年度は見込み）			5,176	9,668	11,052	11,803	11,852	
人件費			4,137	2,306	3,587	2,710		
【事務分担量】（%）			48	27	42	32		
合計（+）	0	0	9,313	11,974	14,639	14,513	11,852	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	9,313	11,974	14,639	11,803	11,852	
実績の推移								
	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	補助食数（延べ）			33,075食	61,692食	75,427食	79,258食	80,076食
	補助認定者数			900	1,045	1,127	1,122	-
	対象施設数			18	22	36	46	-

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	補助金額	11,052	11,803	補助金額	11,803	補助金額

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
補助食数		61,692	75,427	79,258	80,076	-	
補助認定者数		1,045	1,127	1,122	-	-	
対象施設数		22	36	46	-	-	

(問題点・課題)	<p>本事業は当初17年10月から18年3月までの時限事業として開始されたが、さらに期間延長され、21年度までの時限事業となった。22年度以降本事業をどうするか検討が必要である。</p>
他区の実施状況	<p style="text-align: center;">（実施 3 区 未実施 19 区）</p> <p>千代田区・港区・渋谷区は平成17年10月1日改正から実施。うち千代田区は平成18年度をもって事業終了。港区・渋谷区は平成20年度継続実施。新宿区は平成18年4月より軽減開始し、平成19年度をもって事業終了予定だったが、継続。平成20年度は、申請のあった事業所に対して一律上限200円、満たない場合は実費補助と当面継続する。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	時限事業であるため、現状の規模で実施する。

(状況)	
------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	ひと声運動事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
			担当者名	大久保 薫	内線	2675
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	ひと声運動事業費(01-02-07)					
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	47年度	根拠法令等	ひとり暮らし高齢者ひと声運動事業実施要綱	
終期設定	有	無	年度			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]				
目的	民生委員が、年2回、ひとり暮らし高齢者宅を訪問し、種々の相談に応じ、心の交流を図ることにより引きこもりの解消や孤独感を軽減し、また在宅生活に安心感を与えて、ひとり暮らし生活の安定に寄与する。					
対象者等	満65歳以上で「ひとり暮らし高齢者届」を提出し、区に登録された方					
内容	<p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ひとり暮らし高齢者届」の対象者は、65歳以上で、近隣（徒歩5分以内）に2親等以内の血族がいない者である。登録時に民生委員が調査している。 区に「ひとり暮らし高齢者届」を提出し、登録された者の名簿を作成し、社会福祉協議会へ通知する。社会福祉協議会は、新規登録者で希望する者に民生委員を通じて緊急ホイッスル（@297円）を配布する。（新規登録者の名簿は毎月区で作成する。）社会福祉協議会では「ひとり暮らし高齢者カード」を作成し、民生委員の訪問時の聞き取りの記録等を保管する。 民生委員がひとり暮らし高齢者宅を年2回（7月、2月）訪問する。 70歳以上（前年度住民税非課税者）を対象にふれあい入浴券（区内公衆浴場利用券）支給事業を実施 支給時期及び枚数：4月支給者30枚・9月支給者15枚 <p>【平成20年度実施状況】</p> <p>7月期：訪問時に、「ひとり暮らし高齢者便利帳」・「絵カード」（社協独自事業）配布 2月期：「ひと声だより」・「絵カード」（社協独自事業）を配布</p>					
経過	<ul style="list-style-type: none"> 昭和47年度 事業開始。 平成8年度 防災用緊急ホイッスル（@1,115円）を支給。 平成11年度 携帯ブザー（@1,400円）の支給を廃止。 平成13年度 防災用緊急ホイッスルを希望者のみ支給。 平成14年度 訪問時の配付物を「ひとり暮らし高齢者の方の便利帳」「絵カード」等とする。 					
必要性	ひとり暮らしの高齢者宅を民生委員が訪問し、心の交流を図ることにより健康で明るい生活の実現と孤独感の解消につながるなど必要性は高い。					
実施方法	（一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 社会福祉協議会委託					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	289	315	328	307	296	296	202	
決算額（21年度は見込み）	216	306	218	249	65	202	202	
人件費			1,034	1,025	1,452	762		
【事務分担量】（%）			12	12	17	9		
合計（+）	216	306	1,252	1,274	1,517	964	202	
国（特定財源）								
都（特定財源）	143	153	109	125	147	147	147	
その他（特定財源）								
一般財源	73	153	1,143	1,149	1,370	149	55	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	7月対象者（見込み）	2,204	2,190	2,103	2,110	2,116	2,071	2,036
	2月対象者	2,102	2,199	2,139	2,111	2,093	2,024	
	緊急ホイッスル	150	141	130	116	125	135	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
			金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）
一般需用費 委託料	消耗品費		13	消耗品費	70	消耗品費	70
	事業費		0	事業費	89	事業費	89
	事務費		26	事務費	26	事務費	26
	管理費		26	管理費	17	管理費	17

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	一人暮らし届出者数	2,116	2,091	2,084	2,036	2500	} 21年度は6月初日の届出
	65歳以上人口	41,224	41,224	42,193	43,408	-	
	届出者数構成比	5.13%	5.08%	4.94%	4.69%	-	届出者数 ÷ 65歳以上人口 × 100

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひとり暮らし高齢者届」を提出している者だけを対象として把握しているが、今後、この事業はひとり暮らし高齢者、高齢者世帯の実態を把握し高齢者の生活見守り事業として充実していく必要がある。 ・緊急時の対策として「緊急ホイッスル」を希望者に支給しているが、20年度に機種変更（形状が使いにくい・デザイン重視から機能重視）したので、変更成果は現在検証中である。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（ 実施 16 区 未実施 6 区 ）</p> <p>ふれあい訪問、みまもりネットワークなど</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
「ひとり暮らし高齢者届」は、任意の届出であり、ひとり暮らし高齢者であっても、届出を提出していない者がかなりいるものと思われるため、民生委員協議会に協力を依頼し、届出者の拡大を図る。	ひとり暮らし高齢者等の実態を広く把握することにより、見守り活動の充実を図ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	ひとり暮らし高齢者の増加を踏まえ、実態把握に努め、事業の拡充を図る必要がある。

況議 （要 旨） 問 状	14年二定 高齢者施策の充実について 虚弱な高齢者が地域との繋がりを絶やさないようするための施策について
--------------------------	---

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	ふれあい入浴事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
			担当者名	大久保 薫	内線	2675
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	ふれあい入浴事業費(01-02-08)					
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	57年度	根拠法令等	ひとり暮らし高齢者無料入浴券支給要綱	
終期設定	有	無	年度			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]				
目的	区内に住所を有するひとり暮らし高齢者に公衆浴場入浴券を支給することにより、地域社会との交流を促進し、閉じこもりや孤独感の解消と健康の維持・増進に資する。					
対象者等	満70歳以上で「ひとり暮らし高齢者届」を受理された前年度の住民税非課税の高齢者で、入浴券支給を希望する者。 ただし、高齢者住宅に入居している者と生活保護受給者（生保入浴券受給者）を除く。					
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・荒川区社会福祉協議会への委託により実施（東京都公衆浴場業生活衛生同業組合荒川支部に再委託） ・民生委員がひとり暮らし高齢者宅を訪問し、入浴券を配布して安否確認と生活相談を行う。 ・入浴券は、4月1日時点の対象者に30枚を支給し、4月2日から8月31日までの新規登録者については、9月に15枚支給する。 ・4月1日、9月1日現在で対象者名簿を区が作成し、社会福祉協議会に通知する。社会福祉協議会は、「ふれあい入浴券」（@455円）を発行し、民生委員を通じて対象者に配布する。 なお、区境地区（南千住3・4・8丁目、西日暮里3丁目）の対象者に対しては、東京都共通入浴券（@420円）を支給する。 					
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成10年度 所得制限（前年度住民税非課税者）と年齢引き上げ（65歳から70歳へ）。 ・平成13年度 東京都共通入浴券（有効期間が7月～）から荒川区独自の「ふれあい入浴券」（有効期間4月～3月）とし、買取方式から精算方式に変更。4月から配布可能となった。 ・平成14年度 該当者には、4月期に1年間分（30枚）を配付。 ・平成18年度 燃料高騰による料金改定（400円 430円） ・平成20年度 燃料高騰による料金改定（430円 450円） 					
必要性	地域社会との交流促進、閉じこもりや孤独感の解消及び健康の維持・増進のみならず、介護予防の一助としての役割も果たしていることから必要である。					
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 社会福祉協議会へ委託し、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合荒川支部に再委託している。 （平成20年度委託料15,677千円）					

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	予算額	17,153	16,506	17,683	16,406	18,017	16,175	16,799
	決算額（21年度は見込み）	16,946	16,203	16,116	16,278	14,854	15,677	16,799
	人件費			1,034	1,025	1,452	762	
	【事務分担量】（%）			12	12	15	9	
	合計（+）	16,946	16,203	17,150	17,303	16,306	16,439	16,799
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	16,946	16,203	17,150	17,303	16,306	16,175	16,799
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	配付枚数	49,605	48,030	45,660	40,110	37,800	41,895	37,470
	利用枚数(21年度は見込み)	35,591	34,454	33,848	32,705	33,510	36,240	31,850
	受領者数(21年度は見込み)	1,484	1,409	1,382	1,368	1,158	1,226	1,275
	対象者数	1,702	1,703	1,634	1,482	1,301	1,425	1,432

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	事業費		12,370	事業費	13,448	事業費
事務費			134	事務費	119	事務費	161
管理費			2,350	管理費	2,110	管理費	2,191

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	入浴券利用枚数	32,705	33,510	36,240	31,850		20年度3月末日
	支給者数	1,368	1,158	1,226	1,275		20年度3月末日
	利用率（利用枚数 ÷ 配布枚数）	81.54%	84.86%	71.37%	85.00%		20年度

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・浴場組合から、枚数の増加及び事業継続について、19年度までは要望があった。 ・高齢者入浴事業（ふるわり200）との併用による煩雑さ ・近隣に公衆浴場がない高齢者に対する同様の施策の保障の検討
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 券方式8区、カード（入浴証）方式14区、他1区

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
高齢者の閉じこもり対策としての公衆浴場の活用策を検討し、浴場組合と協議する。	本事業を公衆衛生対策としてだけでなく、高齢者の健康増進、社会参加の促進という視点からの拡充が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	ひとり暮らし高齢者対策としては、現状の規模で実施する。

議 要 旨 状	<ul style="list-style-type: none"> ・14年二定 ふれあい入浴デーの実施について ・15年一定 半額入浴カードの発行について ・16年一定 半額入浴カードの発行について
------------------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	高齢者入浴事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	大久保 薫	内線	2675
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	高齢者入浴事業（01-02-19）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	20 年度	根拠法令等	荒川区高齢者入浴事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	満70歳以上の高齢者が、毎週1回、区内の公衆浴場を低廉な料金で利用できることとすることにより、高齢者の健康の保持・増進を図り、あわせて地域におけるふれあい及び公衆浴場の利用を促進する。				
対象者等	区内在住で在宅の満70歳以上の者 (対象者数見込 20. 6.1現在 70歳以上数30,127：うち非課税者数20,064(66.6%)) 21. 1.1現在 70歳以上数30,349 21.6.1現在70歳以上 30,666				
内容	1 実施回数：平均週1回（年間52回） なお、年度内の転入・年齢到達者等については、申請日（誕生日）の翌週から当該年度末まで利用可能とする。この場合の利用回数は、基準日（月曜日）の年度内残日数とする。 2 実施施設：区内40公衆浴場 3 本人負担：200円（区負担250円） 4 委託先：東京都公衆浴場業生活衛生同業組合荒川支部 5 実施方法：本人若しくは家族の申請に基づき区が「入浴カード」を発行し、本人が入浴カードを公衆浴場に持参・提示するとともに、本人負担金を支払うことにより入浴できるものとする。				
経過	57年度～ 満70歳以上の「ひとり暮らし高齢者届」を受理された前年度住民税非課税の高齢者を対象に「ふれあい入浴券」を配付 20年度 ふれあい入浴事業に加え、新たに高齢者入浴事業を実施*ただし、20年度については5月から事業開始のため、48回 21年度 所得制限を撤廃し、荒川区在住の70歳以上すべての高齢者を対象とする。				
必要性	対象者の範囲をひとり暮らし高齢者から拡大することにより、より一層、高齢者の健康の保持・増進、地域におけるふれあい及び公衆浴場の利用促進を図ることができる。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 1 本人若しくは家族が高齢者入浴事業の利用申請。要件を確認のうえ、高齢者入浴カードを交付 2 高齢者が公衆浴場を利用する際、入浴カードに貼付されているシール1枚をはがしてもらい本人負担金を支払う 4 事業者は、指定の台紙にシールを貼って管理し、年3回（8・12・4月）、浴場組合に実績報告 5 浴場組合は、各実績報告を取りまとめのうえ、区に委託料を請求 6 区は、実績報告を確認・審査のうえ、浴場組合に委託料を支払う 7 更新者については、区から更新通知を送付し、窓口にて更新手続きを行う。				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	-	-	-	-	-	21,708	43,824	
決算額(21年度は見込み)						15,825	43,824	
人件費						1,525		
【事務分担量】（%）						18		
合計（+）	0	0	0	0	0	21,708	43,824	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	21,708	43,824	
実績の推移								
事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
対象者数						19,700	30,666	
申請者数(平成21年5月31日現在)						3,064	4,185	
利用数(延べ回数)						62,219	172,317	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（予算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	消耗品費			宛名ラベル	19	消耗品費	48
	印刷製本費			入浴券等	388	印刷製本費	245
	役務費			通知郵送料	0	役務費	410
	委託料			入浴委託等	15,419	委託料	43,121

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値（22年度）	
標	申請者数	-	-	3,064	4,185	7,400	平成21年5月31日現在
	利用回数(延べ回数)	-	-	62,219	172,317		
		-	-				

（問題点・課題） （指標分析）	<p>燃料費高騰による料金改定（平成20年6月15日より 新料金450円） 申請者数 3,064名（平成21年3月31日現在） 20年度利用者による21年度更新率 約85%（21年6月中旬） 平成21年4月1日より、所得制限を撤廃したことにより申請者が増加、平成21年6月末には、4380件に到達した。（1日平均10件余の新規申請） 新年度更新手続きが、遺漏なく混乱なく実施できるよう検討を要する。</p>
他区の実施状況	<p style="text-align: center;">（ 実施 22 区 未実施 区 ）</p> <p>文京区「シニア入浴デー」（60歳以上、毎週火曜日、自己負担100円）、台東区「高齢者入浴券」（65歳以上年間20枚、自己負担50円）、北区「高齢者ヘルシー入浴補助券」（70歳以上、年間20枚、自己負担50円）など。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>新年度更新手続きが円滑に実施できるよう、窓口での申請による更新ではなく、一律郵送による方法を検討する</p>	<p>3月更新時に、一斉に窓口集中し、高齢者に長時間待機を強いることを回避するとともに、お年よりなんでも相談の通常相談、事務を円滑に実施できる。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	高齢者の閉じこもり防止に一定の効果が期待できる。

況議 （要 旨） （問 状）	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	緊急通報システム事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦	
			担当者名	依田泉子	内線	2677	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	緊急通報システム事業費(01-02-09)						
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	元年度	根拠法令等	荒川区高齢者緊急通報システム事業運営要綱		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]					
目的	慢性疾患があるなど、日常生活を営む上で注意を要する状態にあるひとり暮らし高齢者等の生活の安全を確保し、もって在宅高齢者の福祉の増進を図る。						
対象者等	原則として65歳以上のひとり暮らし及び夫婦等の高齢者世帯であって、身体上、慢性疾患があるなど日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある者。（日中独居及び夜間独居含む）なお、申請に際して、原則として3名の緊急通報協力員（近隣住民、民生委員等）が必要である。						
内容	ひとり暮らし高齢者等が家庭内で急病になった時、あるいは突発的な事故で動けなくなった場合に、機器の押しボタン又はペンダントを押すことによって、東京消防庁へ通報される。消防庁から利用者宅に確認の電話が入るとともに、必要に応じて（利用者が電話に出られないなど緊急事態が予想される場合など）救急車が出勤し、消防庁からの連絡を受けた緊急通報協力員が訪問して安否確認や消防庁への通報・救助協力などを行う。 住民税課税者は設置経費の1割の費用負担有						
経過	<ul style="list-style-type: none"> ○平成6年度 自己負担撤廃（無線ペンダントの費用を階層別に負担） ○平成10年 11月の機器更新時から生活防水にする。 ○平成11年 7月より予算枠（年間配置台数）を廃止し、必要に応じて設置することとした。 ○平成12年度 自己負担（住民税課税者は設置費用の1割）を導入 ○平成13年度 協力員に対する活動謝礼を区内共通お買い物券に変更（活動期間6ヶ月未満の者は3,000円、6ヶ月以上の者は6,000円。12年度までは月額1,000円を3ヶ月ごとに協力員の口座に振込。） ○平成14年度以降毎年、緊急通報協力員連絡会を開催し、活動謝礼の交付と消防署員による講義を行っている。 						
必要性	虚弱な高齢者の在宅支援・不安解消を目的とした事業であり、必要性は高い。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 申請を受け、実態調査を行った上で設置が決定される。消防庁に(決定)通知するとともに業者に設置を委託する。 緊急通報システム委託 岩通販売(株)（平成21年度 委託料15,807千円）						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	16,076	16,070	16,796	18,494	19,216	19,385	19,042	
決算額（21年度は見込み）	14,134	15,043	16,039	16,849	18,969	19,190	19,042	
人件費			2,327	2,306	1,879	1,525		
【事務分担量】（%）			27	27	22	18		
合計（+）	14,134	15,043	18,366	19,155	20,848	20,715	19,042	
国（特定財源）								
都（特定財源）	8,502	9,663	3,213	3,647	4,624	3,673	4,464	
その他（特定財源）	47	186	72	49	154	62		
一般財源	5,585	5,194	15,081	15,459	16,070	16,980	14,578	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	設置台数(新規・更新)	72	67	80	83	83	171	80
	稼働台数	389	466	477	543	598	676	670
	緊急通報協力員数			827	833	888	919	919
	〃内謝礼対象者数			509	517	521	532	580

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
一般需用費	協力員謝礼等	3,088	協力員謝礼等	3,165	協力員謝礼等	3,472	
委託料	システム稼働料等	15,807	システム稼働料等	15,951	システム稼働料等	15,445	
使用料及び賃借料	協力員連絡会会場使用料	20	協力員連絡会会場使用料	15	協力員連絡会会場使用料	35	
役務費	協力員連絡会通知用郵送料	54	協力員連絡会等通知用郵送料	59	協力員連絡会等通知用郵送料	90	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	年度別設置台数(新規・更新)	83	83	171	80	-	21年度は見込み
	消防署通報件数	69	81	97	80	-	21年度は見込み
	協力員出動件数	34	51	55	50	-	21年度は見込み

(問題点・課題)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者の把握が困難である。また、協力員の確保が年々困難になっている。 ・近年のICT技術の向上に伴う通信形態の多様化等により、使用回線によっては消防庁の受信方式では利用できない場合もでてきており、消防庁でも新しい受信体制の構築を検討中である。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（ 実施 22 区 未実施 区 ）</p> <p>民間方式の緊急通報システム導入区 20区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
社会福祉協議会、民生委員協議会、地域包括支援センター等との連携を深め、対象者の把握に努める。	より多くの対象者の日常生活の安全が確保される。
現在の消防署直通方式に加え、民間方式の導入について、調査・検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・協力員及びその確保の負担が軽減される。 ・現在設置できない回線にも対応可能となる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の安全を守るため、対象者の把握に努める必要がある。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	火災安全システム事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
			担当者名	依田泉子	内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	火災安全システム事業費(01-02-10)					
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	11年度	根拠法令等	荒川区高齢者火災安全システム事業要綱	
終期設定	有 無		年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]				
目的	寝たきり高齢者及びひとり暮らし高齢者についての火災に対する生活の安全を確保し、もって在宅高齢者の福祉の増進を図る。					
対象者等	火災警報器・自動消火装置 65歳以上の寝たきり又はひとり暮らし高齢者（日中独居含む） 電磁調理器・ガス安全システム 65歳以上で、心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要な、ひとり暮らし高齢者 自動通報システム 65歳以上で、発作を伴う心疾患や高血圧性疾患、認知症等により、防火の配慮が必要なひとり暮らし又は高齢者のみの世帯の高齢者					
内容	【住宅用防火機器等の給付】 火災警報器（1世帯2台まで）基準額15,500円 自動消火装置（1世帯2台まで）基準額28,700円 電磁調理器 基準額41,000円 ガス安全システム 基準額42,200円 住民税が課税されている者は機器の購入等に要する費用の10%を利用者の負担とする。 【自動通報システム】 17年度から認知症があるなど、特に火災発生のリスクが高いと思われる高齢者に対して、火災警報器が作動すると東京消防庁へ自動的に通報されるシステムを導入する。（専用通報器は緊急通報システムと兼用する。） 新規設置経費95,470円、住民税課税者は9,530円（取付た警報器の個数により負担額が異なる）の費用負担有					
経過	○平成11年度 費用負担を見直し（費用を階層別に負担） ○平成12年度 費用負担を見直し（住民税課税者、補助基準額の1割）電磁調理器を給付対象に加える。 ○平成17年度 東京消防庁への自動通報システムを導入する。					
必要性	虚弱な高齢者の安全・安心を確保し、在宅生活を支援する事業であり、必要性は高い。					
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 申請 訪問実態調査 決定					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	197	325	1,485	1,361	944	1,063	872	
決算額（21年度は見込み）	121	276	555	458	461	720	872	
人件費			1,896	1,879	939	1,101		
【事務分担量】（%）			22	22	11	13		
合計（+）	121	276	2,451	2,337	1,400	1,821	872	
国（特定財源）								
都（特定財源）	79	183	299	0	0	0	203	
その他（特定財源）								
一般財源	42	93	2,152	2,337	1,400	1,821	669	
実績の推移	事項名							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
自動通報システム	-	-	0件	0件	0件	0件	2件	
火災警報器	1件	5件	8件	16件	13件	8件	10件	
自動消火装置	0件	3件	2件	1件	2件	5件	2件	
ガス安全システム	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	
電磁調理器	5件	8件	20件	12件	13件	21件	19件	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（予算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	役務費	郵便料	0				
委託料	自動通報システム	0		自動通報システム	0	自動通報システム	232
扶助費	住宅用火災機器等の給付	461		住宅用火災機器等の給付	720	住宅用火災機器等の給付	640

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	自動通報システム設置台数	0	0	0	0	-	
	防災機器等設置台数	29	28	34	32	-	

（問題点・課題）	自動通報システムが導入されたことに伴い、緊急通報協力員が火災安全システムにおける居住管理協力員を兼務することとなったため、事前の説明と協力依頼、初期消火の方法等の周知が必要である。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
民生委員、地域包括支援センター等との連携を深め、対象者の把握に努める。	日常生活の安全の確保が真に必要な対象者を把握できる。
給付の決定にあたって、調査票の内容の充実を図る。	より客観的に判定できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の安全を守るため、対象者の把握に努める必要がある。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	交通安全杖支給事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	新井玄二郎	内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	交通安全杖支給事業費(16-02-11)				
事務事業の種類	新規事業	(21年度 20年度)	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	54 年度	根拠	荒川区交通安全杖の支給等に関する事業実施要綱
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	杖を使用しなければ歩行困難な高齢者に対し、外出時の補助具となる交通安全杖を支給し、日常生活の便に供する。歩行杖は、管轄する民生委員を通じて配付する。				
対象者等	満65歳以上の前年度住民税非課税者で杖を使用しなければ歩行が困難な者。				
内容	[手続き] ・申請（地区担当民生委員又は高齢者福祉課） ・地区担当民生委員による調査（杖の必要性の確認） ・支給決定（決定通知） ・民生委員指定場所へ杖を配送 ・民生委員を通じて配付 [杖の種類及び価格] ・T字杖（ストラップ、反射シール付の一本杖、アルミ合金製パイプ黄色の焼付塗装仕上げ、重量280g～300gの範囲、ウレタン樹脂製の握り） ・Sサイズ（790 ^{mm} ×19 ^{mm} ）Lサイズ（850 ^{mm} ×19 ^{mm} ）Tサイズ（900 ^{mm} ×19 ^{mm} ） ・各サイズ同価格（2,625円）				
経過	・昭和54年1月に開始、平成元年4月に地域振興部から事業移管された。 ・平成10年度より所得制限（前年度住民税非課税者）を導入し、平成13年度以降は杖の再交付を廃止した。 ・平成14年度、交通災害共済の廃止に伴い、区独自の区民交通傷害保険（月加入）に加入する。 ・平成15年度、区独自の区民交通傷害保険（月加入）方式が廃止となり、保険の加入を廃止した。 ・平成16年度より区の直営となる。（平成元年4月から平成15年度までは、社会福祉協議会に委託）				
必要性	杖を使用しなければ歩行困難な者に対し外出時の歩行補助具である杖を支給することは、交通安全対策と介護予防の一助となっており必要である。				
実施方法	1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		（単位：千円）						
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算・決算額等の推移	予算額	1,055	550	511	507	368	158	158
	決算額（21年度は見込み）	876	476	394	263	368	0	
	人件費			1,034	1,025	854	414	
	【事務分担量】（%）			12	12	10	12	
	合計（+）	876	476	1,428	1,288	1,222	414	0
	国（特定財源）							
都（特定財源）	438	238	197	131	184	0	79	
その他（特定財源）								
一般財源	438	238	1,231	1,157	1,038	0	79	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	支給者数	277	171	121	105	121	126	
	（20年度は在庫品で対応）							

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	交通安全杖	368	交通安全杖	0	交通安全杖	158

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	交通安全杖支給数	105	121	126	120	-	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 6 区 未実施 16 区） 中央、新宿、文京、太田、練馬、足立区 その他 シルバーカー・車椅子等の貸与を実施している区 18区

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	対象者の減少及び他区の実施状況等を踏まえ、現状の規模で実施する。

況議（要質問状）	
----------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	軽度要介護者等寝台賃借料補助事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	新井玄二郎	内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	特殊寝台貸与自己負担軽減費(16-02-17)				
事務事業の種類	新規事業	(21年度 20年度)	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠	荒川区軽度要介護者等寝台賃借料補助金交付要綱
終期設定	有	無	20年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	介護保険法の改正により、軽度の要介護者等に対する寝台の貸与が保険給付等の対象でなくなったことに伴い、保険給付等として寝台の貸与を受けていた者に対して、自己の負担により寝台の賃借を行う場合の費用の一部を補助することにより、負担の軽減を図るものとする。				
対象者等	要支援1・2又は要介護1の認定を受けた者で、次の要件の全てを満たす者 1 8年3月31日現在、介護保険給付等により特殊寝台の貸与を受けていた者 寝台の貸与が必要と区長が認めた者 介護保険の利用者負担段階が第1段階から第3段階までの者又は生活保護受給者				
内容	[賃借助成] 1 補助対象経費 18年10月1日以降に寝台を賃借する場合における自己負担費用 2 補助限度額 月額1,500円を上限とする。				
経過	本事業は、18年10月から20年3月までと、時限を定めて導入。なお、購入助成については、18年度のみの実施 [購入助成]（18年度のみ） 1 補助対象経費 18年4月1日から19年3月31日までの期間に支払った寝台購入費の1/2。ただし、生活保護受給者は10/10 2 補助限度額 27,000円。ただし、生活保護受給者は54,000円 助成対象者数等の現状を踏まえ、賃借料補助については22年3月まで延長				
必要性	法改正に伴う経過措置であり、一定の必要性はある。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	1 交付申請 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、認定申請書により、区長に申請する。 2 交付認定 区長は、申請内容の適否を審査し、適当であると認めるときは、認定通知書により申請者に通知する。(1.2は終了。) 3 補助金の請求 申請者は、補助対象経費として支出した寝台賃借料3月分をまとめて、当該支出をした最終月の翌月末までに、請求書に領収書等を添えて補助金の請求を行う。 4 補助金の交付 区長は、請求内容を審査のうえ、速やかに補助金を交付する。				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	(単位：千円)							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	-	-	-	1,172	945	738	540	
決算額(21年度は見込み)				1,172	497	311	540	
人件費				1,879	2,306	414		
【事務分担当】(%)				22	27	12		
合計(+)	0	0	0	3,051	2,803	725	540	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	0	3,051	2,803	725	540	
実績の推移								
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
対象者数				55	52	41	25	
利用者数				39	39	23	22	
賃借助成件数(延べ)				109	331	208	264	
購入助成件数(延べ)				33	-			

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	寝台賃借料補助	497	寝台賃借料補助	311	寝台賃借料補助	540

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	補助件数（延べ）	109	331	208	264	-	

（問題点・課題）	<p>介護保険法の改正に伴う経過措置であり、助成対象者数の推移等を踏まえたうえで、事業終了について検討する必要がある。</p>
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容
	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	時限事業であるため、現状の規模で実施する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	高齢者マッサージ事業 (在宅介護者マッサージ事業)	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	板倉 久江	内線	2678
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(21年度)	家族介護支援事業費(01-02-02)				
事務事業の種類	新規事業 (21年度 20年度)	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 15年度	根拠法令等	なし		
終期設定	有 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	在宅で高齢者を介護している家族等である介護者に対し、無料マッサージ券を支給することによって、介護者の慰労及び心身のリフレッシュを図る。				
対象者等	要介護4・5の者を在宅で介護する者（主たる介護者）。ただし、要介護者が長期入所・長期入院している場合は除く。				
内容	在宅で高齢者を介護している家族等である介護者に対して無料マッサージ券（1人年2回分）を支給する。 (20年度は、12月に対象者あてに券を送付した。)				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳以上の高齢者のリハビリを補完するものとして在宅高齢者通所サービスセンターで通所者を対象にマッサージを実施していたが、介護報酬による運営に移行したことにより在宅高齢者通所サービスセンターとしてのマッサージ事業が廃止されたため、15年度から区が引き継いで実施した。 ・ 16年度から社会福祉協議会で実施しているマッサージ事業と調整を図り利用者負担を導入。 ・ 17年度から、社会福祉協議会がひろば館を会場として実施していたマッサージ事業と区で引き継いだ通所サービスセンターで実施しているマッサージ事業を廃止する。 ・ 18年度から要介護4・5の者を在宅で介護する者に対して実施。 				
必要性	在宅で高齢者を介護している家族等の介護者の慰労及び心身のリフレッシュを図る。				
実施方法	(一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 区が荒川区鍼灸按摩マッサージ師会と契約を締結し(1回5,000円、実績払い)、サービス利用者の希望に応じて自宅または施術所において、区が利用者に対して発行する無料マッサージ券(1人年2回分)と引き換えにマッサージを行う。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額		1,794	4,209	4,208	4,210	1,548	4,112	
決算額(21年度は見込み)		1,318	445	2,042	1,392	1,548	4,112	
人件費			3,017	1,708	1,879	678		
【事務分担当量】(%)			55	20	20	8		
合計(+)	0	1,318	3,462	3,750	3,271	2,226	4,112	
国(特定財源)					563	606	1,665	
都(特定財源)					281	303	832	
その他(特定財源)					548	639	1,615	
一般財源	0	1,318	3,462	3,750	1,879	678	0	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	延べ利用者数		659	89	390	264	297	800
	対象者数		-	1,718	1,778	1,374	1,040	1,500

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	消耗品	5	消耗品	11	消耗品	19
	印刷製本	0	マッサージ券等印刷製本	0	マッサージ券等印刷製本	0	
役務費	郵便料	67	郵便料	52	郵便料	93	
委託料	マッサージ委託	1,320	マッサージ委託	1,485	マッサージ委託	4,000	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	延べ利用者数	390	264	297	800	-	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 目黒・豊島 区 未実施 区） 老人福祉センター等で実施

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区報、HP等により工夫をし、広く周知を図る	より多くの在宅で高齢者を介護している家族等の介護者に対し心身のリフレッシュを図ることができる
事業開始時期の改善	時期を早めることで使用件数を増加することができる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	高齢者等支えあい見守りあいネットワーク事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦			
		担当者名	小西純一	内線	2675			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	支えあい見守りあいネットワーク事業費(01-02-15)							
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業				
開始年度	昭和	平成	13年度	根拠	荒川区高齢者等支えあい見守りあいネットワーク事業実施要綱			
終期設定	有	無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画			
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]						
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]						
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]						
目的	地域の人々を中心とした、支えあい見守りあいのネットワークを創り上げることで、日常的に見守り等の支援が必要であるひとり暮らし等の高齢者が、住み慣れた街で安心して暮らし続けるように、支えあい見守りあいの仕組みづくりを行うとともに、そのネットワークを基に地域コミュニティの再生につなげていく。							
対象者等	75才以上の一人暮らしの高齢者(1,757名)、75才以上の高齢者のみの世帯(822名)、介護保険で要介護認定3～5の方(243名)、身体障害者手帳1～2級の方(822名) 愛の手帳1～4度の方(194名) 精神障害者保健福祉手帳1～2級の方(32名) その他、日中一人暮らし高齢者等で介護や見守りが必要な方(年齢制限無し)(44名) 人数は21年4月1日現在(～については、障害者福祉課で対応。)							
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・町会等の自主的な活動に役立ててもらうために、見守り対象者名簿を作成し、見守り協力機関へ提供する。(協力機関は、町会、民生委員、警察署、消防署、社会福祉協議会、地域包括支援センターである。) ・地域団体による訪問見守り活動(訪問、相談、交流、その他) ・小中学校での敬老奉仕活動の実践教育(ゴミだし・声かけ・清掃奉仕等) ・地域の公的機関の見守りサービス(高齢者福祉課・障害者福祉課・町会・民生委員・警察署・消防署・社会福祉協議会・地域包括支援センター) (上記対象者～については、名簿作成及びアンケート調査の郵送事務を除き、障害者福祉課で対応。) 							
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年度 実施協力を得た71町会の地域に住む対象者に見守り希望のアンケートを実施し、2,020名分の名簿を作成し提供する。 ・平成14年度 区内全域で見守り希望のアンケートを実施し(前年登録をした者を除く。)協力機関へ名簿を提供する。 ・全区調査の終了に伴い、15年度以降は、毎年1月1日現在本事業の対象者のうち、未登録の方に対してアンケート調査を実施。あわせて、町会・民生委員からの報告等により、対象者の新規登録・更新を適宜実施する。 							
必要性	区内に居住する一人暮らし高齢者等が、住み慣れた街で安心して暮らし続けられるように、日常における声かけ・見守り活動に役立てる他、特に災害時における支援・救護活動を効率的に行えるよう支援していく上で、その必要性は高い。							
実施方法	<p>(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)</p> <p>年1回(毎年2月頃)、区内に居住する対象者のうち、対象者名簿に未登録の方に対して、支えあい見守りあいネットワークの対象者名簿への登録について、希望の有無のアンケート調査を実施する。希望者については対象者名簿へ登録する。(アンケート調査の対象外の者についても随時希望届を受け付ける。)</p> <p>希望届の提出に基づき、見守り対象者名簿を作成して協力機関へ提供する。(毎年4月～5月)</p> <p>対象者名簿は、住民記録データの死亡・転出等の異動情報を反映させた最新版の名簿である。</p> <p>協力機関は、配付された対象者名簿を基に自主的に見守り活動をする。</p>							
予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	予算額	275	165	174	164	148	159	3,358
	決算額(21年度は見込み)	61	63	99	118	104	137	3,358
	人件費			1,034	1,025	854	847	
	【事務分担量】(%)			12	12	10	10	
	合計(+)	61	63	1,133	1,143	958	984	3,358
	国(特定財源)							
	都(特定財源)	183	81	74				
その他(特定財源)								
一般財源	-122	-18	1,059	1,143	958	984	3,358	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	実施町会	116	117	117	117	118	119	119
	見守り希望登録者数	4,397	4,170	4,107	4,079	3,847	3,804	3,914

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	一般需用費	消耗品費	34	消耗品費	33	消耗品費	57
	役務費	郵送料	70	アンケート調査郵送料	104	アンケート調査郵送料	714
						委託料	2,587

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	登録者数	4,079	3,847	3,804	3,914	4,000	

（問題点・課題分析）	<p>支えあい見守りあいネットワーク事業は、地域に密着したネットワークの構築を行うための事業とすることから、活動を担う協力機関は、町会会員・民生委員・包括支援センター等の地域に根ざした主体となっている。そのため、各協力機関がいかに自主的に率先して支えあい見守りあい活動の取り組みをするかが一番の課題でもある。</p> <p>自主的な取り組みがなされなければ、単に名簿を配付するだけの事業となってしまうから。</p>
他区の実況	<p>（実施 11 区 未実施 区）</p> <p>当支えあい見守りあいネットワーク事業と同じ趣旨の活動状況の区を挙げた。なかでも新宿・練馬・江戸川では、定期的に（各区で頻度は異なる。）一般のボランティアの方が見守り活動を行っている。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
町会・民生委員等の支えあい見守りあい協力機関が、自主的な活動に取り組むために意見交換の場を設ける。	自主的な活動に取り組む意識づくりの向上を図るとともに、他の協力機関の意見を参考にして、見守り活動の質の向上を図る。
町会・民生委員等の支えあい見守りあい協力機関が、効率的に自主的な活動ができるように、新たにマップシステムを導入して、従来の名簿情報に加えて地図情報も提供する。	マップシステムを導入すれば、要支援者の位置情報を視覚的に捉えられるので、日常の見守り活動や、災害時の避難援助の手助けとなり、要支援者の安全を確保できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	重点的に推進	ひとり暮らし高齢者等の把握に努め、事業の実効性を向上させる必要がある。

議会議決（要旨）	平成20年三定 「高齢者等要支援者マップ」の作成について 平成21年予算特別委員会
----------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	敬老週間事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦		
			担当者名	小西純一	内線	2675		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	敬老週間事業費(01-04-01)							
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）			建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	46年度	根拠	荒川区敬老品贈呈事業実施要綱			
終期設定	有 無			法令等	荒川区山谷地域敬老会事業補助金交付要綱			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]						
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]						
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]						
目的	<p>満百歳を迎える高齢者（以下、長寿者とする。）、並びに数え年で白寿・米寿・喜寿を迎える高齢者に対して敬老品を贈呈することにより、区内にお住まいの高齢者に対する敬意を表するとともに、御長寿とご健康をお祝いする。</p> <p>地域のレクリエーションを主催する財団法人城北労働・福祉センター（山谷地域敬老会）に補助金を交付して、山谷地域の簡易宿泊所に宿泊する高齢者の慰安と激励を図る。</p>							
対象者等	<p>荒川区に住所を有する高齢者のうち、以下の要件に該当する方。</p> <p>長寿者：明治42年1月2日～明治43年1月1日生まれ 白寿：明治44年生まれ 米寿：大正11年生まれ 喜寿：昭和8年生まれ</p> <p>財団法人 城北労働・福祉センター（山谷地域敬老会）</p>							
内容	<p>敬老品 荒川区商店街連合会が発行する区内共通お買い物券を贈呈する。 （長寿者：50,000円、白寿：30,000円、米寿：10,000円、喜寿：5,000円）</p> <ul style="list-style-type: none"> 白寿・米寿・喜寿の方へは、8月下旬頃（予定）から民生委員が対象者宅を直接訪問して贈呈する。 長寿者の方へは、事前に対象者に訪問による贈呈の希望の有無についての意向調査を行い、希望者は区長等が訪問し花束と敬老品を贈呈する。辞退者は敬老品のみを担当職員が訪問して贈呈する。 満百歳を超える方には、訪問による贈呈を希望した方について花束を贈呈する。 <p>山谷地域敬老会補助 財団法人城北労働・福祉センター（山谷地域敬老会）の敬老事業(レクリエーション事業)に対して補助金を交付する。</p>							
経過	<ul style="list-style-type: none"> 敬老金（75歳以上）昭和33年度開始～平成9年度に廃止する。 表敬訪問（95歳以上）昭和46年度開始～平成9年度に廃止する。 長寿者祝金（100歳以上）昭和62年度開始～平成12年度に廃止する。 敬老品 昭和40年度開始 記念品を贈呈（喜寿・米寿） 平成10年度改正 敬老金と表敬訪問の廃止して、敬老品に組み替える。贈呈の対象者に白寿を追加する。 平成11年度改正 敬老品を各種記念品から区内共通お買い物券（金額は現在の金額）へ変更する。 平成13年度改正 長寿者祝金の廃止に伴い、敬老品に組み替えるため贈呈の対象者に長寿者を追加する。 満百歳を超える方に対しては、訪問による贈呈を希望した方について花束を贈呈する。 山谷地域敬老会補助 昭和61年度開始 150,000円 平成13年度改正 240,000円（台東区と同額に変更） 							
必要性	区民の御長寿と御健康をお祝いする事業は各自治体とも重視しており、23区の中で高齢化率の高い当区にとっても必要である。							
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>敬老品</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員が、対象者宅を直接訪問して敬老品を贈呈する。 敬老品を地区民生委員別に仕分ける作業を荒川区シルバー人材センターへ委託する。 							
予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	予算額	14,535	15,823	16,365	17,510	18,918	18,876	20,759
	決算額（21年度は見込み）	14,495	15,290	15,937	16,902	17,949	18,692	20,759
	人件費			2,758	2,733	2,477	2,033	
	【事務分担量】（%）			32	32	817	24	
	合計（+）	14,495	15,290	18,695	19,635	20,426	20,725	20,759
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
その他（特定財源）								
一般財源	14,495	15,290	18,695	19,635	20,426	20,725	20,759	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	喜寿	1,500	1,684	1,671	1,641	1,663	1,822	1,950
	米寿	510	515	493	603	620	629	668
	白寿	21	29	58	48	53	54	62
	長寿者	16	8	10	16	28	24	32

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
一般需用費	敬老品		17,505	敬老品	18,220	敬老品	20,130
	その他消耗品		100	その他消耗品	112	その他消耗品	237
	祝辞印刷		52	祝辞印刷	56	祝辞印刷	75
	役員費	入院者への郵送料	0	高齢者訪問意向調査郵送料	9	高齢者訪問意向調査郵送料	16
	委託料	祝品包装作業委託	52	祝品包装作業委託	55	祝品包装作業委託	61
	負担金補助	山谷敬老会への補助金	240	山谷敬老会への補助	240	山谷敬老会への補助	240

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	敬老品贈呈数	2308件	2364件	2529件	2712件		実際の贈呈件数(21年度は見込)
	対象者人数	2,358	2,423	2,596	2,712		21年度は6月10日現在

（問題点・課題）	<p>高齢者人口の増加に伴って、敬老品を贈呈する対象者も毎年増加傾向にある。</p>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>各区で、敬老品の贈呈対象者や贈呈する品の内容に差異があるものの、全区で敬老週間行事の一環として祝品を贈呈している。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	高齢者人口の増加に伴って、規模は増加するが、当面は現行のまま実施する。

議会議決 （要旨）	<p>平成12年三定 福祉切捨ての見直しを求める。</p> <p>平成13年保健福祉委員会 長寿慶祝の会の招待者の年齢の変更についての報告（節目年齢への変更）</p> <p>結果、対象年齢は従来どおり</p> <p>平成13年予算特別委員会 長寿慶祝の会の開催内容について</p>
--------------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	高齢者総合相談窓口	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	与儀 恵子	内線	2679
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	高齢者福祉事業事務費(01-07-01) 家族介護支援事業費（01-02-02）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	59年度	根拠	地域保健法、介護保険法、健康増進法、
終期設定	有	無	年度	法令等	精神保健福祉法
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	<p>1 おとしよりなんでも相談窓口の運営 高齢者の健康づくりや生きがいづくり、ひとり暮らし高齢者の生活支援、介護が必要な高齢者及びその家族に対する区の保健福祉サービスの情報提供や病院・施設への入所相談など、高齢者に関する総合的な相談窓口を運営する。</p> <p>2 認知症専門相談 認知症やその他の精神疾患（疑いを含む）のある高齢者の精神保健福祉に関する相談を精神科医師と保健師が行う。</p> <p>3 認知症高齢者を支える家族の会（銀の杖）支援 家族団体の活動に要する費用の一部を助成することにより、家族団体の活動の充実に図り、認知症高齢者の福祉の向上を図る。</p>				
対象者等	<p>1 概ね65歳以上の高齢者及びその家族</p> <p>2 介護サービス事業者や関係機関</p> <p>3 認知症者の家族</p>				
内容	<p>1 おとしよりなんでも相談窓口の運営 再任用及び再雇用職員3名体制（窓口2名）</p> <p>2 認知症専門相談 精神科医師による面接相談及び訪問相談を予約制で行っている。（月5回、13～15時の2時間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症等の診断 ・ 専門医療機関の紹介 ・ 介護や精神保健福祉情報の提供等 <p>3 荒川区認知症高齢者を支える家族の会に補助金を交付するとともに、保健師を派遣し、会の運営を支援する。</p>				
経過	<p>高齢者の精神保健相談は、平成11年度までは高齢者福祉課が認知症相談を、保健所が精神保健福祉相談で月2回ずつ対応してきた。 平成12年度からは高齢者福祉課が高齢者専門相談として、月5回実施している。</p>				
必要性	おとしよりなんでも相談及び認知症専門相談は、高齢者等が適切な保健福祉サービスや介護サービスを受けられるようにするために必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	1,241	1,238	1,245	1,239	1,239	1,624	1,589	
決算額（21年度は見込み）	1,204	1,206	1,228	1,107	1,084	1,493	1,589	
人件費			17,492	16,558	7,623	9,929		
【事務分担量】（%）			420	410	455	345		
合計（+）	1,204	1,206	18,720	17,665	8,707	11,422	1,589	
国（特定財源）				430	419	588	615	
都（特定財源）				215	210	293	307	
その他（特定財源）				418	450	570	625	
一般財源	1,204	1,206	18,720	16,602	7,628	9,971	42	
実績の推移	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
おとしよりなんでも相談件数	4,416	4,845	5,103	5,244	5,135	8,320	7,000	
認知症相談件数	85	78	84	82	68	98	120	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	報酬	精神科医報酬	1,037	精神科医報酬	1,408	精神科医報酬	1,482
	一般需用費	窓口消耗品	5	窓口消耗品	41	消耗品	65
	備品購入費			相談室用衝立	0		
	負担金補助及び交付金	認知症家族会補助	42	認知症家族会補助	42	認知症家族会補助	42
	共済費			公務災害負担	2		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値(22年度)	
	相談件数（認知症専門相談）	82	68	98	120	-	
	相談件数（おとしよりなんでも相談）	5,244	5,135	8,320	7,000	-	
	会員数	75	85	90	90	-	荒川区認知症高齢者を支える家族の会

（問題点・課題）	<p>1 高齢化が進展し、認知症や妄想性障害などの精神に疾患を持つ方が増加の一途をたどっている。しかしながら、区内には精神科を専門とする診療所が6か所、入院医療機関は皆無であり、非常に少ない現状である。</p> <p>2 高齢者の精神疾患は早期に発見し、適切な治療に繋げる必要があり、区が実施する専門相談は非常に重要な役割を担っている。</p> <p>3 介護サービス事業者が認知症者等の支援にあたり、高齢者専門相談を利用する事例が増えている。関係者が高齢の精神障害者の処遇について、専門的な助言指導を受けられ仕組みをつくる必要がある。</p> <p>4 認知症を支える家族の会（銀の杖）の会員が高齢化しており、会員自身の介護予防に取り組みながら活動を行っている。</p> <p>5 銀の杖は介護者懇談会を行い、介護や精神疾患やなどの相談を担っている。高齢者福祉課と地域包括支援センターと社会福祉協議会が支援している。また、認知症サポーター養成講座にも積極的にかかわっている。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 なし 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>単身または家族基盤が脆弱な認知症者や妄想性障害のある高齢者が増加しており、認知症専門相談を広く周知する。</p>	<p>認知症高齢者を支援する介護サービス関係者や家族が専門相談を利用することで、認知症をはじめとする高齢者の精神疾患を早期に発見し、治療や介護サービスにつなぐことができる。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	<p>高齢者等が抱える様々な相談に適宜対応するため、高齢者に関する総合的な相談窓口を設置する。</p>

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	養護老人ホーム措置	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	山根恭子	内線	2673
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(21年度)	養護老人ホーム措置(01-01-01)				
事務事業の種類	新規事業 (21年度 20年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	41 年度	根拠	老人福祉法第11条第1項
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区老人ホーム入所判定委員会設置要綱
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 []			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [02-03]			
目的	環境上及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームに入所させることによって、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図る。				
対象者等	環境上及び経済的理由により居宅において生活することが困難な65歳以上（特段の事情のある場合は65歳未満も含む）の者で低所得者。				
内容	<p>養護老人ホームは、老人福祉法第11条に規定されている老人福祉施設である。区では都内・近県の施設に入所措置している。</p> <p>[措置要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として65歳以上 ・経済上(生保受給者等)、環境上(簡易宿泊所・更生施設入所、家庭環境、居住環境等)の理由により、居宅において生活することが困難な者 <p>[措置手続]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所申請受理 ・実態調査(訪問・面接) ・入所判定委員会 ・入所(立会い・移送) <p>[入所判定委員会委員の構成]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師2名(荒川区医師会推薦医師) ・養護老人ホーム施設長 ・荒川区保健所長 ・高齢者福祉課長 ・老人福祉指導主事(高齢者サービス調整係長) ・老人福祉担当者(ケースワーカー) <p>[自己負担金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収金額 前年収入に応じ国が定めた基準(平成18年1月24日 老発第0124001号「老人福祉法第11条による措置事務の実施に係る基準」)に基づき徴収する。毎年7月1日に改定する。 ・徴収方法 当月分納付書を翌月に入所者又は扶養義務者宛てに郵送。滞納が生じた場合は、滞納している者と区で分納計画を取り交わし徴収している。 				
経過	<p>昭和41年より、老人福祉法11条を根拠に実施。</p> <p>平成12年10月～ 費用徴収基準1階層の者については、介護保険料が措置費に加算される。</p> <p>平成14年4月1日 区内養護老人ホーム(千寿苑)開設。(60床中荒川区枠は17床、残りは台東区枠)</p> <p>平成18年4月より、法改正で外部の介護保険サービス併用可(将来的にはケアハウスの形態に転換)</p>				
必要性	法定措置事務として、要援護高齢者を支援するために継続して実施する必要がある。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	183,237	176,567	183,606	184,396	183,147	183,452	178,564	
決算額(21年度は見込み)	182,697	176,276	178,248	165,474	174,104	183,448	178,564	
人件費			12,929	11,529	7,686	2,541		
【事務分担量】(%)			150	135	90	30		
合計(+)	182,697	176,276	191,177	177,003	181,790	185,989	178,564	
国(特定財源)	75,198	76,366	(補助廃止)	(補助廃止)	(補助廃止)	(補助廃止)	(補助廃止)	
都(特定財源)	24,999	24,755	(補助廃止)	(補助廃止)	(補助廃止)	(補助廃止)	(補助廃止)	
その他(特定財源)	22,248	19,197	18,359	15,768	15,872	18,891	16,807	
一般財源	60,252	55,958	172,818	161,235	165,918	167,098	161,757	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	措置件数(継続数措置件数)	91	88	89	85	85	91	90
	措置施設数	23	22	22	22	21	23	23
								5月末実績

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	委託料	支払代行事務	576	支払代行事務	597	支払代行事務	585
	扶助費	措置費	173,528	措置費	182,851	措置費	177,979

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	措置件数（3月30日現在）	85	85	91	90	-	21年度は5月末現在措置中件数
	措置実施施設数	22	21	23	23	-	21年度は5月末現在措置中施設数

問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養護老人ホーム入所後、集団生活・規律生活へ順応できず自己の意思によりで退所する事例が増えている。 <li style="padding-left: 20px;">・ 身体状況から特別養護老人ホームの入所が適当となった場合に、すみやかに特別養護老人ホームに移行できるよう支援するシステムが必要である。 ・ 措置件数の増加により、財政負担が増している。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討		
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	被措置者との対面指導を強化する。	自己判断による退所を抑止する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法定措置事務であり、現状の規模で実施する。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	特別養護老人ホーム（措置分）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	山根恭子	内線	2673
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(21年度)	特別養護老人ホーム(01-01-02)				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	12年度	根拠	老人福祉法第11条第2項
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区における老人福祉法に規定するやむをえない事由による措置に関する要綱
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 []			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [02-03]			
目的	身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な高齢者が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する施設に通常の方法により入所することが著しく困難であると認めるときに、特別養護老人ホームに措置入所させることによって、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図る。				
対象者等	本人または親族等では適切な介護サービスを受けるための契約の締結が困難な高齢者				
内容	老人福祉法に基づき福祉事務所長が施設の入所手続きを行う。 家族による経済的虐待等を受けており本人負担が困難な場合は、施設利用料を扶助する。 また、やむを得ない事由が消滅したときには措置を解除し、契約に移行する。 [措置要件] ・要介護認定において要介護状態に該当 ・健康状態が入院加療を要する病態でないこと、及び感染症を有し他の入所者に感染させる恐れがないこと ・やむを得ない事由により入所が困難であること < やむを得ない事由 > ・本人が家族等の虐待又は介護放棄を受けている場合 ・認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がない場合 [措置手続] ・入所申請受理 ・実態調査（訪問・面接） ・入所判定委員会 ・入所（立会い・移送） [扶助内容] ・基本サービス 利用額×1割×日数 ・保険外負担金（居住費+食費+その他措置に要する費用）×日数 ・移送費 [自己負担金] ・徴収金額 利用料扶助費全額 ・徴収方法 当月分の措置費の納付書を翌月に施設宛てに送付。経済的虐待等を受けていた場合等で、措置時に負担金額の納入に必要な収入が確保できなかつた場合は、収入の充当ができた時、成年後見人が選任された時 または、支弁に応じる家族が現れた時点で入所時に遡及して徴収する。				
経過	平成12～15年度 利用実績なし 平成16年度1件 平成17年度0件 平成18年度2件 平成19年度15件 平成20年度9件				
必要性	法定措置事務として、要介護高齢者の健康の保持と生活の安定を図るために、必要な事業である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	853	40	335	806	791	2,879	4,861	
決算額（21年度は見込み）	0	25	0	104	2,671	2,879	4,861	
人件費			11,205	11,102	12,383	9,317		
【事務分担量】（%）			130	130	145	110		
合計（+）	0	25	11,205	11,206	15,054	12,196	4,861	
国（特定財源）	0	0	0	0				
都（特定財源）	0	0	0	0				
その他（特定財源）	0	0	0	0	902	2,566	4,079	
一般財源	0	25	11,205	11,206	14,152	9,630	782	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	措置件数(21年度は5月末現在実績)	0	1	0	2	15	9	0
	措置施設数(21年度は5月末現在実績)	0	1	0	1	9	7	0

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
扶助費	介護給付本人負担分	1,118	1,118	介護給付本人負担分	2,879	介護給付本人負担分	4,861
	保険外本人負担	1,553	1,553				

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	措置件数	2	15	9	0	-	21年度は5月末現在実績
	措置施設数	1	9	7	-	-	21年度は5月末現在実績

問題点・課題	必要時に措置できるように、措置先を安定的に確保することが必要である。近年措置件数が急増しており、迅速な対応が困難になっている。
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 区） H20台東区7件、北区7件、文京実績なし 他区も、措置が必要な時期にベットを確保することができず苦慮している。

問題点・課題の改善策検討		
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	近隣の新規施設や空床について、定期的に情報収集を行う。	安定的な措置先の確保が見込める。
	荒川区が助成している区外12特養への措置依頼協力の連携を深める。（懇談会開催等）	さらなる連携を深めることにより、緊急時のベッド確保の協力が得やすくなる。また、他施設との情報交換の場にもなる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法定措置事務であり、現状の規模で実施する。

況議 （要 質 問 状）	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	介護サービス事業（措置分）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	山根恭子	内線	2673
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(21年度)	介護サービス事業費(01-02-01)				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	12年度	根拠	老人福祉法第10条の4
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区高齢者緊急一時保護事業実施要綱
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 []			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [02-03]			
目的	家庭の事情等により緊急に保護を必要とする高齢者又は認知症等により日常生活に支障のある者が、やむを得ない事由により介護保険給付を利用することが著しく困難であると認められる場合に、当該高齢者の生活の場の確保を回復を図るため、区が措置により居宅介護支援等の介護サービスを提供する。				
対象者等	< 高齢者緊急一時保護 > 家庭の事情等により一時的に在宅生活が困難になった場合 単身で病気回復後一時的に見守りが必要になった場合 火災等により在宅での生活が一時的に困難になった場合 < やむを得ない措置 > 本人が家族などの虐待又は介護放棄を受けている場合 認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合				
内容	[高齢者緊急一時保護] 家庭の事情等により緊急に保護を必要とする高齢者を、一時的に区内特別養護老人ホームに入所させる。 [やむを得ない措置] 措置の一環として要介護認定と同様の手続きを実施。 ケアプランを作成し、介護給付を提供する。 サービス内容 （1）訪問介護 （2）通所介護 （3）短期入所生活介護 （4）グループホーム入所 やむを得ない事由が消滅した（虐待の終息又は後見人の選定）時点で、措置を解除し、契約に移行する。 [自己負担金] ・徴収金額 利用料扶助費全額 ・徴収方法 当月分の措置費の納付書を翌月に施設宛てに送付。経済的虐待等を受けていた場合等で、措置時に必要な収入が確保できなかった場合は、経済状況が回復し費用負担が可能となった時、成年後見人が選任された時 または、支弁に応じる家族が現れた 時点で入所時に遡及して徴収する。				
経過	平成16年度2件（高齢者緊急一時保護）		平成19年度3件（高齢者緊急一時保護）		
	平成17年度4件（高齢者緊急一時保護）		1件（やむを得ない措置）		
	平成18年度7件（高齢者緊急一時保護）		平成20年度4件（高齢者緊急一時保護）		
			6件（やむを得ない措置）		
必要性	（高齢者緊急一時保護） 認知症に伴う徘徊高齢者の保護施策として、高齢者の身上監護に一定の役割を果たしている。 （やむを得ない措置） 老人福祉法第10条の4「やむを得ない措置」を実施するため、必要な事業である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 職権をもって、介護サービスを提供する「措置」であるため、原則として、区職員が対応する。 しかし、措置内容により事業者との連携を必要とする場合は、一部委託を行う。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	300	984	1,028	1,278	1,079	1,761	1,323	
決算額（21年度は見込み）	0	185	264	834	759	948	1,323	
人件費			6,895	3,416	2,989	5,082		
【事務分担当量】（%）			80	40	35	60		
合計（+）	0	185	7,159	4,250	1,079	1,761	1,323	
国（特定財源）	0	0	0	0		0		
都（特定財源）	0	0	0	0		0		
その他（特定財源）	0	12	4	181	127	382	498	
一般財源	0	173	7,155	4,069	952	1,379	825	
実績の推移	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
緊急一時保護件数	未実施	2	4	7	3	4	6	
緊急一時保護(延日数)	未実施	21	17	81	62	53	84	
やむを得ない措置件数	未実施	1	0	2	1	6	6	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	委託料	高齢者緊急一時保護	696	高齢者緊急一時保護	704	高齢者緊急一時保護	897
	扶助費	やむを得ない措置(在宅)	63	やむを得ない措置(在宅)	244	やむを得ない措置(在宅)	426

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	緊急一時保護件数	7	3	4	6	-	年度内保護件数
	やむを得ない措置(在宅)件数	2	1	6	6	-	年度内措置件数

問題点・課題	<p>（高齢者緊急一時保護） 保護した高齢者が感染症を有している場合、他の施設入所者へ感染させないために医療機関との連携構築を図る。</p> <p>（やむを得ない措置（在宅）） 措置をした要介護者のケアプラン作成を依頼できるケアマネジャーの確保を図る。</p>
他区の実施状況	<p>（実施区 未実施区）</p> <p>やむを得ない措置 台東、千代田、新宿、大田、世田谷、渋谷、足立、葛飾の8区で実績あり 緊急ショートステイ 22区で実施</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	高齢者を保護するための緊急措置として、現状の規模で実施する。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	高齢者生活管理指導事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦			
		担当者名	山根恭子	内線	2673			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(21年度)	生活管理指導事業費(01-12-01)							
事務事業の種類	新規事業 (21年度 20年度)		建設事業		それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠法令等	荒川区高齢者生活管理指導事業実施要綱			
終期設定	有 無		年度					
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画			
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 []						
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]						
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [02-03]						
目的	自ら介護保険サービスの利用ができない高齢者に対して、生活環境改善や生活援助・身体介護等の生活管理指導を行い、高齢者の福祉の向上を図る。							
対象者等	自ら介護保険サービスの利用ができない単身者又は高齢者の世帯							
内容	<p>区が委託した訪問介護事業所のホームヘルパーを対象世帯に派遣し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境改善 ・対人関係の構築 ・急性疾患等の一時的な虚弱状態に対する緊急一時的な生活援助及び身体介護 <p>を行い、介護保険サービスに結び付ける。</p> <p>[自己負担金の徴収方法]</p> <p>単価250円に当月の派遣時間数を乗じた額の納付書を翌月本人に郵送する。必要に応じケースワーカーが訪問し直接徴収する。</p>							
経過	区に対する要援護高齢者の生活支援の通報は、今後も継続することが見込まれるため、生活支援ヘルパー事業のうち、生活管理指導事業に特化した形で、区の措置的なホームヘルプを事業化した。							
必要性	地域の要援護高齢者に対する生活支援（家族等がいらないため介護サービスにつなげていない、ゴミ屋敷清掃等）の通報は多く、今後も一定の需要が見込まれることから事業の継続は必要である。							
実施方法	<p>(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)</p> <p>対象者の調査、決定は区が行う。訪問介護（家事援助・身体介護）は地域割りです2事業者に委託。</p> <p>事業者1（大起エンゼルヘルプ） 20年度末実績（生活環境改善・対人関係構築30時間 緊急一時の家事援助・身体介護4時間）</p> <p>町屋、東尾久、西尾久、西日暮里 21年度見込み（生活環境改善・対人関係構築136時間 緊急一時の家事援助・身体介護26時間）</p> <p>事業者2（ケアサービス大和田） 20年度末実績（生活環境改善・対人関係構築56時間 緊急一時の家事援助・身体介護93.5時間）</p> <p>南千住、荒川、東日暮里 21年度見込み（生活環境改善・対人関係構築136時間 緊急一時の家事援助・身体介護26時間）</p>							
予算・決算額等の推移		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	予算額				1,134	1,132	953	844
	決算額（21年度は見込み）				726	701	447	844
	人件費				11,102	10,675	4,235	
	【事務分担当】（%）				130	125	50	
	合計（+）	0	0	0	11,828	11,376	4,682	844
	国（特定財源）				0			
	都（特定財源）				0			
その他（特定財源）				40	59	41	68	
一般財源	0	0	0	11,788	11,317	4,641	776	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	実施件数(21年度は5月末現在実績)				15	30	19	6

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	緊急一時の身体介護	244	緊急一時の身体介護	230	緊急一時の身体介護
生活環境整備・対人関係構築	457		生活環境整備・対人関係構築	217	生活環境整備・対人関係構築	728	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	実施件数	15	30	19	6	-	21年度は5月末現在実績

問題点・課題	<p>生活管理指導を行うにあたり、事業者（ヘルパー）が要介護者宅等に入ることを、かたくなに拒否した場合の導入が難しい。また、当該高齢者を介護する家族がいないことにより、その後必要となる財産管理や介護サービス契約の締結が困難な場合が多い。</p>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>各区とも、通報事例を中心に福祉的なホームヘルプを行っている。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
当該高齢者が成年後見制度を活用する場合についての後見報酬の助成制度の活用	当該高齢者が低所得の場合でも円滑に成年後見制度に移行できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	やむを得ない措置として、現状の規模で実施する。

議会議案要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	緊急事務管理事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	小嶋誠	内線	2671
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(21年度)	緊急事務管理事業費(01-14-01)				
事務事業の種類	新規事業 (21年度 20年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	19年度	根拠法令等	荒川区緊急事務管理の実施に関する要綱
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 []			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [02-03]			
目的	判断能力が不十分なため金銭管理等が困難となり、かつ、家族による支援が見込めない高齢者等に対して、区が民法(明治29年法律第89号)第697条の規定に基づく事務管理を行い、本人の生命、健康及び財産の保護を図ることを目的とする。				
対象者等	判断能力が不十分なため金銭管理等が困難となり、かつ、家族による支援が見込めない高齢者等				
内容	<p>[事務管理の開始]</p> <p>次に掲げるもののうち、本人に代わって事務管理を実施する必要があると認められる場合について、その開始を決定し、実施するものとする。</p> <p>財産の保管、 日常的な金銭管理、 親族、知人等への連絡（戸籍の調査を含む。）、 ケアマネージャー等への連絡調整、 入院、入所、通院等の対応、 その他区長が必要と認めるもの</p> <p>[事務管理の廃止]</p> <p>次に掲げるものに該当した場合は、事務管理を廃止する。</p> <p>成年後見人等が付されたとき、 地域福祉権利養護事業の契約が締結されたとき、 対象者が死亡し、財産等が相続人に引き継がれたとき、 親族・知人が財産を管理するようになったとき、 施設等に入所し、施設等が財産等を管理するようになったとき、 その他、区が事務管理をする必要がなくなったとき</p>				
経過	現在、認知症等により判断能力が不十分となった高齢者等の支援について、医療機関や民生委員等から寄せられる相談に対し、家族の協力が見込めない場合等、家族に代わって区が財産管理や入院・入所の手続き等の対応をする事例が増えている。これらに区職員が迅速かつ的確に対応するために、事務の範囲と取扱い基準を定め安定的な実施体制を整備してきた。				
必要性	高齢者人口の増加に伴い身寄りのない高齢者の世話については、今後も一定の需要が見込まれることから事業の継続は必要である。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 財産の保管と日常的な金銭管理は、荒川区社会福祉協議会に委託する。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	-	-	-	-	2,650	2,650	2,650	
決算額(21年度は見込み)					2,480	2,575	2,650	
人件費					5,551	3,388		
【事務分担当】(%)					65	40		
合計(+)	0	0	0	0	8,031	5,963	2,650	
国(特定財源)								
都(特定財源)					2,480	2,575		
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	0	0	5,551	3,388	2,650	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	開始件数					11	7	11
	廃止件数					8	3	5
	管理件数					3	4	6

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	財産管理業務委託	2,480	財産管理業務委託	2,575	財産管理業務委託

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	開始件数	-	11	7	11		
	廃止件数	-	8	3	5	-	
	管理件数(3月末現在)	-	3	7	13	-	

問題点・課題	<p>成年後見人を速やかに選任することが望ましいが、支援する身寄りがなく、かつ、職業後見人の報酬を支払えない低所得者のための財産管理が増えていく懸念がある。</p>
他区の実施状況	<p>(実施 6 区 未実施 区)</p> <p>成年後見人選任までの暫定的な対応として実施。 台東、大田、渋谷、中野、豊島、練馬の各区で実施（成年後見センターへの委託も含む）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>当該高齢者が、円滑に成年後見制度に移行できるようにするための、後見報酬の助成制度を創設する。</p>	<p>当該高齢者が低所得者であっても、緊急事務管理から成年後見制度へ円滑に移行させること期待でき、かつ、継続的な支援者を確保することができる。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	<p>高齢化の進行に伴い、公的な支援が必要な高齢者は今後も増加することが見込まれることから、引き続き事業の充実を図る。</p>

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	高齢者虐待対策事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦	
			担当者名	山根恭子	内線	2673	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(21年度)			高齢者虐待対策事業費(01-14-01)				
事務事業の種類	新規事業 (21年度 20年度)			建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠法令等	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 介護保険法		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 []					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]					
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [02-03]					
目的	養護者による高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を行う。						
対象者等	虐待のある家族、虐待の通報の担い手としての区民、サービス提供機関						
内容	<p>区民、ケアマネ、民生委員等から高齢者虐待の相談があった時に、区が事実確認を行った後、対応方針会議を主催し、弁護士や臨床心理士（東京弁護士会等と東京臨床心理士会から推薦を受け選任した者）及び精神科医師による専門的助言を踏まえ、必要に応じ、専門的対応（弁護士による成年後見申立、臨床心理士によるカウンセリング、精神科医師のセルフネグレクト対応等）を行う。また、緊急に医療が必要なケースについて契約病院への医療保護（医師会推薦病院に常時1床確保）を実施する。</p> <p>21年度選任精神科医師 1名 21年度選任弁護士 東京弁護士会4名、第一東京弁護士会2名、第二東京弁護士会2名 計8名 21年度選任臨床心理士 東京臨床心理士会所属1名 21年度医師会推薦病院 1床</p>						
経過	・平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、国民の責務等が定められた。						
必要性	高齢者の権利擁護にとって、高齢者に対する虐待を防止することは極めて重要である。						
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 東京弁護士会等と対応弁護士推薦の協定 精神科医師の個別依頼 （報償費：特別区の講師謝礼単価を準用 弁護士13,000円/1時間、臨床心理士10,000円/1時間、精神科医師13,000円/1時間 いずれも税込み） 医療機関に対応病床の確保 （病床確保料 4,380,000円(12,000円×365日)入院実費立替費1,002,640円（深刻な身体的被虐待者を2週間保護した場合の医療モデルを想定しそれが5件発生した場合の本人窓口支払経費相当額）：21年度委託料5,382,640円）						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	-	-	-	7,148	6,443	6,443	6,379	
決算額(21年度は見込み)				4,559	5,671	5,397	6,379	
人件費				6,405	9,394	9,741		
【事務分担量】(%)				75	110	115		
合計(+)	0	0	0	10,964	15,065	15,138	6,379	
国(特定財源)								
都(特定財源)					2,645	3,221	3,221	
その他(特定財源)				236	375	1,372	1,372	
一般財源	0	0	0	10,728	12,045	10,545	1,786	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	虐待の相談件数(21年度5月末実績)				71	47	56	14
	専門的相談・対応件数				10	9	10	2
	医療保護件数				2	6	4	0

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	報償費	専門的相談・対応謝礼	662	専門的相談・対応謝礼	708	専門的相談・対応謝礼	806
	一般需用費			虐待防止パンフレット	125	虐待防止パンフレット	160
	委託料	医療保護	5,009	医療保護	4,564	医療保護	5,383
	使用料及び賃借料					高速料金（移送用）	30

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	虐待の相談件数	71	47	56	14	-	21年度は5月末実績
	専門的相談・対応件数	10	9	10	2	-	21年度は5月末実績
	医療保護件数	2	6 (175)	4 (70)	0	-	()は保護日数

問題点・課題	潜在しているケースを把握できるように関係機関と連携し、相談及び通報体制を構築する。 高齢者虐待予防に関する普及啓発活動に取り組む。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
地域連携推進会議（地域包括で地域住民・関係機関を招集し介護について話し合うつどい）の終了後等に、ケアマネ等から事例を募り関係機関で困難事例の検討会を行う。	事例検討会を開催することにより関係者の高齢者虐待に対する意識を高め、虐待ケースの早期発見を促すことができる。
地域包括支援センターと区が協同して、高齢者虐待防止対応マニュアルを作成する。	虐待に関する相談、通報が増えてきており、それらの状況も踏まえて、迅速かつ適切な対応を学ぶことができる。
対応マニュアルに基づき、緊急保護を要するケースを想定し、関係機関と介入研修等を行う。	緊急保護を要するケースは、迅速かつ適切に対応できるよう処遇技術を身につける。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	高齢者の虐待を防止するためには、個々の事例研究を進め、早期発見及び相談・支援にさらに努める必要がある。

況議（要質問状）	
----------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	成年後見事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	藤代由起子	内線	2673
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	成年後見事業費（01-18-01） （地域支援事業費）その他事業（01-03-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	17年度	根拠	老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び
終期設定	有	無	年度	法令等	精神障害者福祉に関する法律
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	身寄りのいない認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が不十分な人について、区長が家庭裁判所に対して後見開始等の申立てを行い、選任された後見人等が成年被後見人（本人）の財産管理や身上監護を行うことによって成年被後見人の福祉向上を図る。				
対象者等	判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障がい者及び知的障がい者のうち、身寄りがいない場合等当事者による申立てが期待できない状況にある人				
内容	<p>平成12年より施行されている成年後見制度は、家庭裁判所が成年後見人等を選任する法定後見制度と、本人が契約によって自ら後見人を選任する任意後見制度とに大別される。</p> <p>法定後見については、本人の判断能力の程度により、後見（事理弁識能力を欠く常況）、保佐（事理弁識能力が著しく不十分）、補助（事理弁識能力が不十分）の3類型に分類され、医師の鑑定及び裁判所の審理を経て選出された後見人、保佐人、補助人が本人のために同意権、取消権、代理権を行使して、契約締結や財産管理等を行う。</p> <p>本事業は、本人の保護を図るために、後見等の開始に当たり区長が申立てをするために、必要な手続き等を行うものである。</p>				
経過	平成14年度に、荒川区成年後見制度における区長による審判の請求手続き等に関する要綱を制定。平成17年度～20年度で延べ15名の認知症高齢者の後見等開始の申立てを行った。				
必要性	身寄りのない認知症高齢者や障がい者等が不動産の売買や預貯金に関する金融機関との取引、福祉関係施設への入所に関する契約等を行う場合には、この制度を利用するほかないため、必要性は高い。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <ol style="list-style-type: none"> ホームヘルパーや近隣等から相談を受けるなどにより、対応が必要と思われる高齢者、障がい者を把握する。 生活状況、親族状況、資産状況の調査を行う。四親等内の親族による申立ての可能性を把握し、金融機関等に本人の預貯金状況の照会を求める等、本人の状況を詳細に把握し、申立ての可否を検討する。 医師に診断書の作成を依頼し、診断結果を含めて後見・保佐・補助のいずれの類型で申し立てるか検討する。 家庭裁判所に対して申立てを行う。その際、郵便切手、収入印紙、登記印紙および鑑定料を納付する。 申立てに要した費用を求償するため、医師の鑑定終了後、家庭裁判所に対して上申書を提出する。 家庭裁判所が認めた額について本人に求償を行い、必要に応じて後見人等への引継ぎを行う。 				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	-	-	244	1,402	1,402	1,016	1,632	
決算額（21年度は見込み）			233	308	230	138	1,632	
人件費			2,586	1,708	1,708	6,776		
【事務分担量】（%）			30	20	20	80		
合計（+）	0	0	2,819	2,016	1,938	6,914	1,632	
国（特定財源）			0	0		2	394	
都（特定財源）			83	0		1	197	
その他（特定財源）			107	701	701	8	382	
一般財源	0	0	2,629	1,315	1,237	127	659	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	申立件数（認知症高齢者） （21年度は5月末実績）			3	4	5	3	3
	申立手続き中							
	今後手続き予定							2

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）		
		主な事項		主な事項		主な事項		
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）		
報償費	弁護士相談費用	0		弁護士相談費用	0		弁護士相談費用	126
	郵便切手	24		郵便切手	16		郵便切手	35
役務費	鑑定料	100		鑑定料	100		鑑定料	800
	診断書料	80		診断書料	8		診断書料	80
公課費	収入印紙	4		収入印紙	2		収入印紙	7
	登記印紙	22		登記印紙	12		登記印紙	32
扶助費							成年後見報酬助成（低所得者）	552

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値（22年度）	
標	申立件数	4	5	3	5	10	申立てにあたっては、弁護士等の専門家に相談の上で判断している。
	選定件数	4	5	3	5	10	
	選定割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

（問題点・課題）	<p>成年後見制度の活用を促進し、専門的見地から対処する成年後見センターの設置等を検討する。</p> <p>後見人等候補者の選任に時間を要する場合等においても早急な対応ができるよう、社会福祉協議会等による法人後見の取り組みを一層推進する必要がある。</p>
実施状況	（ 実施 22 区 未実施 0 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>荒川区社会福祉協議会内の成年後見制度推進機関とさらに連携を深めるとともに、低所得者等の相談も受けてもらえるNPO法人等を活用し、成年後見の取り組みをさらに広げていく。</p>	<p>後見報酬が望めない利用者の早期支援が出来ることで、区が緊急事務管理を行う期間を最小限にとどめる。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	社会福祉協議会との協議をすすめ、法人後見も活用しながら、円滑かつ迅速な制度運営を図る。

議（要質問）	<p>20年四定 ・社会福祉協議会の成年後見サービスの拡充と法人後見の事業委託、助成事業の拡充</p> <p>21年予特 ・区民後見人（社会貢献型後見人）の育成</p> <p style="text-align: center;">同上</p>
--------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	特養ホーム入所希望者実態調査		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦		
			担当者名	山根恭子	内線	2673		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(21年度)		高齢者福祉事業事務費（01-07-01）						
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）			建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	14年度	根拠法令等	特別養護老人ホーム入所調整基準			
終期設定	有	無	年度					
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 []						
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]						
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [02-03]						
目的	区内特養への入所希望者に対する実態調査を行うことによって、区内5特養の施設需要を把握するとともに、入所希望者が公平な基準に従って入所できることを目的とする。							
対象者等	区内在住で特養ホームに入所の申し込みをしている要介護高齢者及びその家族等							
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年7月末までの申込者について、施設ごとに入所希望者名簿を作成する。 ・9月に入所希望者に対して郵送で待機者及び介護者の状況についての調査を行う。（信愛のぞみの郷は単独で待機者の実態調査をしている。） ・10月に調査結果を緊急性と必要性を基準に数値化し、施設ごとの待機順位を決定する。 ・入所希望者に対し決定した待機順位を通知する。 ・名簿作成後の申込者については、名簿の末尾に日付け順で追記する。 ・回答のない者については、サービス調整係の職員が電話等により現況を確認している。 							
経過	平成14年8月、国より入所基準についてのガイドラインが示され、区としても区内施設について入所待機者の順位化を実施した。							
必要性	公平な基準により入所を進めるため必要な事業である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 現況調査を、郵送回収により実施。 調査項目： 要介護度 介護者の状況 サービス利用状況 介護の困難性 待機状況 項目を数値化し順位決定 待機者へ通知							

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算額		97	112	131	88	113	107	107
決算額（21年度は見込み）		45	52	55	45	45	46	107
人件費				2,155	2,135	2,135	1,694	
【事務分担量】（%）				25	25	25	20	
合計（+）		45	52	2,210	2,180	2,180	1,740	107
国（特定財源）		0	0	0	0	0	0	0
都（特定財源）		30	39	42	0	0	0	0
その他（特定財源）		0	0	0	0	0	0	0
一般財源		15	13	2,168	2,180	2,180	1,740	107
実 績 の 推 移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	入所した人数	56	60	75	76	84	77	
	調査後の申込件数		121	176	245	162	110	
	調査書送付件数	554	560	617	551	538	571	
	調査書回収件数	491	535	532	488	503	528	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	役務費	郵券	45	46	郵券	46	郵券
消耗品費	調査用封筒	0					

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	待機順位に基づき入所した割合	15.6%	16.7%	14.6%		-	順位に基づき入所した人数/調査書回収件数 (取り下げは除く)

問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・医療行為が必要な要介護者の受入が困難になってきており、必ずしも待機順位どおりに入所できるとは限らない。 ・多床室のため空きベットと待機者の男女区分が折り合わない。 ・身元引き受け人がいない要措置者の入所は経営上の理由から施設が敬遠し入所に結びつかない。 ・調査が年1回なので、調査後の申込者は、待機順位を獲得するのに、次回の調査時まで待たなければならぬ。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>内容の差はあるが、概ねどの区においても同様の調査を実施している。</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	<ul style="list-style-type: none"> ・区立特養の指定管理者の要件として、区が老人福祉法により措置する者についての受け入れに対する条件を盛り込むなど、措置者の受入のあり方について再検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症単身や虐待を受けている等社会福祉上保護が必要な要介護者の入所を優先することができる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・実態調査書の内容・評価方法を検討する 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急性と必要性の高い人の取り扱いの平等化がはかれる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	特養待機者の増加が見込まれる中、公正かつ客観的な入所基準を確立するために、実態調査を継続する。

況議 （要質 旨問 状）	平成15年一定 特養ホームの入所に対して重度優先規準の導入の検討について
-----------------------	--------------------------------------

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	訪問指導事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	大内和彦
		担当者名	中谷 千春	内線	2674
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	訪問指導事業費（01 07 02） 訪問型介護予防事業費（01 03 01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	56年度	根拠	介護保険法、地域保健法、精神保健福祉法、
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区訪問看護指導事業実施要綱
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分
	分野	生涯健康都市[]			
行政評価事業体系	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	1 特定高齢者であって、閉じこもり・うつ・認知症等により通所型介護予防事業への参加が困難な方を対象に保健師等が訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、介護予防指導や相談等を実施することによって、心身機能の低下防止と健康の保持増進を図る。 2 認知症や難病その他の複雑・困難な問題を抱える世帯に保健指導を行うことで、家族の精神的安定を図り、適切な介護方法の指導により家族の介護力を育成する。また、家族・介護者への介護予防支援も併せて行う。				
対象者等	区内在住の在宅療養者を対象とし、65歳以上は介護会計による訪問型介護予防事業とし、40歳以上65歳未満は一般会計による訪問看護指導事業として実施する。				
内容	1 疾病の予防・介護予防に関する指導 2 生活習慣改善など健康管理上必要と認められる指導 3 家庭における療養方法・介護方法・機能訓練方法に関する指導 4 家族・介護者・介護サービス事業者等への支援 5 認知症や精神疾患・高齢者虐待に関する相談と指導 6 住宅改修や療養環境に関する支援・指導 7 医療機関や介護サービス事業者等関係機関との連携や調整 8 その他、諸制度活用方法等に関する指導				
経過	1 昭和56年度より開始 60歳以上を対象に実施する。 2 昭和58年度より老人保健法に基づき対象年齢を40歳以上に引き下げ実施 3 平成10年度から、本事業を保健衛生部より高齢者福祉課に事務移管する。 4 平成12年度から介護保険制度との役割・関連を明確化する。 当事業は虚弱者の介護予防及び介護保険サービス導入までの療養環境整備に重点を置く。 5 平成18年度より対象者の年齢により、65歳以上は介護保険、65歳未満は一般会計とする。 6 平成21年度から、医療福祉相談の分析シートを新規に作成したので、医療福祉相談員の報償費等相当分は減額となっている。				
必要性	1 介護予防に重点を置いた特定高齢者に対する訪問指導が重要である。 2 高齢者人口の増加に伴い、在宅療養者も増加し、困難事例（本人・家族の問題解決能力が低い場合や虐待が疑われる場合、近隣住民等とのトラブル、介護サービスの利用や調整）への処遇に対するニーズが高くなっており、専門的な介入・支援が必要となっている。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 訪問看護師に委託して実施する				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	15,542	15,012	14,812	16,596	19,395	20,388	17,273	
決算額（21年度は見込み）	13,190	13,406	14,679	15,196	17,175	19,271	17,273	
人件費			9,719	7,139	5,880	7,566		
【事務分担当量】（%）			120	98	101	100		
合計（+）	13,190	13,406	24,398	22,335	23,055	26,837	17,273	
国（特定財源）						7,189	6,411	
都（特定財源）						3,594	3,205	
その他（特定財源）						7,400	6,217	
一般財源	13,190	13,406	24,398	22,335	23,055	8,654	1,440	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	訪問看護師数	7	7	7	6	5	8	7
	新規申請者数	78	74	72	92	121	124	130
	委託訪問件数	1,302	1,323	1,478	1,547	1,425	1,682	1,750
	保健師訪問件数	869	916	695	462	424	377	400

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	報酬	非常勤職員2名	646	非常勤職員2名	4,710	非常勤職員1名	2,109
	共済費	健康保険・厚生年金	647	健康保険・厚生年金	699	健康保険・厚生年金	305
	一般賃金	臨時職員	249	臨時職員	276	臨時職員	303
	旅費	特別旅費	0	特別旅費	1	特別旅費	10
	需用費	消耗品・備品費	66	消耗品	123	消耗品	221
	役務費	郵便料	1,139	郵便料	0	郵便料	—
		訪問看護指導料	11,400	訪問看護指導料	13,456	訪問看護指導料	14,240
	委託料	訪問看護師肝炎検査等	0	訪問看護師肝炎検査等	0	訪問看護師肝炎検査等	82
		備品購入費	74				
	負担金補助及び交付金			非常勤職員児童手当拠出金	6	非常勤職員児童手当拠出金	3

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	訪問件数	1,547	1,425	1,682	1,780	1,780	

（問題点・課題）	<p>1 ケアマネージャーや地域包括支援センター職員からの相談・依頼に対して、介護保険サービスに繋げるまでの基盤整備等の役割が重要になってきている。</p> <p>2 高齢者虐待や生活習慣と対人関係等の問題をもつ困難事例が、今後さらに増加することが予想され専門的な介入・支援が必要であり、随時、高齢者虐待事業との連携が必要である。</p>
他区の実況	<p>（実施 15 区 未実施 7 区）</p> <p>港区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、北区、板橋区、葛飾区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
高齢化の進展及び特定高齢者選定・決定基準の緩和により、特定高齢者の増加が見込まれる。介護予防プランとの連携を強化する。	適時・適切な対応ができる。
困難事例に対応できる訪問看護師の確保と育成を図る。	より質の高い専門的支援が可能となる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通所型介護予防事業への参加が困難な特定高齢者への個別対応は重要である。 ・ 療養環境の整備と介護力の育成を図る。

況議（要旨）	
--------	--